加東市ごみ処理基本計画

【令和５年度～令和１４年度】

～夢がきらめく☆元気なまち加東～

令和５年３月

加　　東　　市

【目 次】

第１章 総論・・１
１　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章 地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３　社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３章 ごみ処理の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１　ごみ処理行政の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
２　ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３　ごみ処理の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
４　ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
５　関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
６　前回計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
７　課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

第４章 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
３　目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
４　ごみの発生量および処理量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第５章 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
１　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分・・・・・・・・・３８
３　ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項・・・・・・３８
４　ごみの処理施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
５　その他ごみの処理に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第６章 フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
１　計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
３　計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

第１章　総論

１　計画の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137号）（以下「廃棄物処理法」という）第6条第１項の規定に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるものです。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があるとされています。

本市では、2013年3月に「加東市ごみ処理基本計画」を策定し、廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理等に、市民及び事業者の皆様と一体となって取り組んできました。その結果、本市は１０年連続家庭ごみ１日一人当たり県下最小を達成しています。これは市民の皆様のごみ減量意識の成果だと思います。ごみの減量化は行政だけで達成できるものではありません。行政、事業者、市民が三位一体となってごみ減量化に取り組む必要があります。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの生活を物質的に豊かなものにしてきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化などの問題を引き起こしています。

こうした情勢に対応するために近年の国際的な潮流として、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が国際サミットにおいて全会一致で採択されました。

国では、令和元年５月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、国内資源循環体制の構築を目指しています。さらに、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

また、本市の上位計画である令和３年３月に策定された第２次加東市環境基本計画では、上記に示される「SDGs」の考え方を取り入れた計画を策定するなど社会情勢も大きく変化しています。

この度、前回計画が策定から１０年が経過したことに伴い、骨格にあたる基本理念、基本目標は前回計画を基本としつつ、「第２次加東市環境基本計画」の見直しを反映した、これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組を評価し、社会情勢等の変化、廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的指針の変更等の動向を踏まえ、本計画を策定します。

２　計画の性格

（１）法的な位置付け

計画を定めるにあたり、平成２５年３月に策定した「加東市ごみ処理基本計画」との整合性を図りつつ、生活排水を除く「ごみ」に関して、発生量および処理量の見込みや排出の抑制のための方策に関する事項などを定めるものです。

なお、本計画に定める事項は、廃棄物処理法をはじめとする上位法令・指針の基本方針に即したものとします。

（２）市の他計画との関係

本市は、２０２１（令和３）年３月に環境基本法に基づく「第２次加東市環境基本計画」を策定しています。また、２０２３（令和５）年３月には、市の最上位計画である「第２次加東市総合計画」を改定しています。本計画では、国・県等の各計画、本市の上位計画との整合を図ります。本計画と他の計画との関係は、図1-1のとおりです。

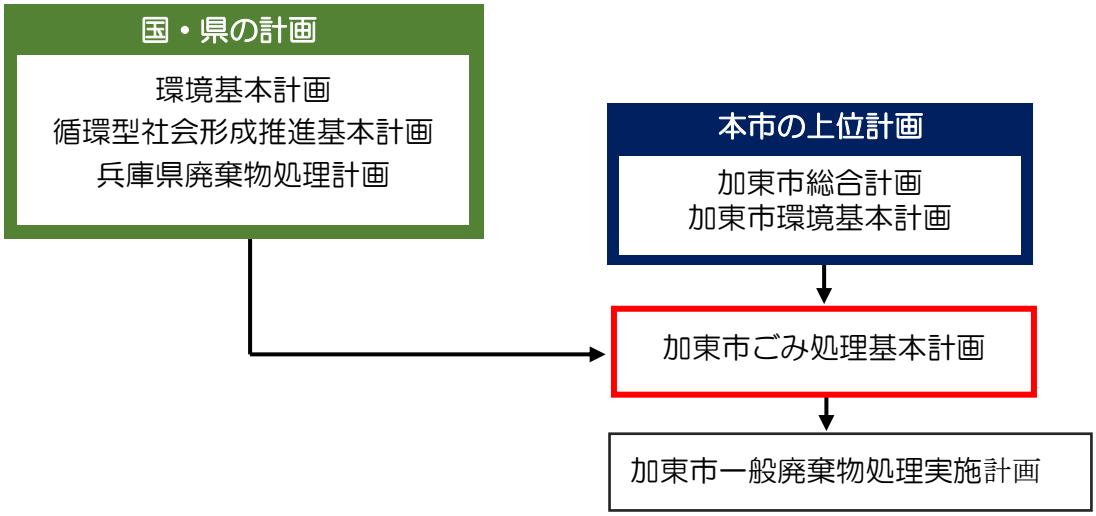

図1-1　本計画と他の計画との関係

（２）SDGs（持続可能な開発目標）との関係

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）とは、２０１５（平成27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」であり、２０３０（令和１２）年までに、経済・社会・環境の３つのバランスの取れた持続可能でよりよい社会を目指す国際目標です。

17のゴール（意欲目標）・169のターゲット（達成目標）・２３２のインディケーター（指標）から構成され、地球上の誰一人取残さないことをスローガンに、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなっています。

廃棄物に関しては、意欲目標１２「つくる責任・つかう責任」と特に深くかかわっており、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用により、廃棄物を大幅に削減すること等が盛り込まれています。

本市では、本計画で掲げる施策を実行していくことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。

３　計画の概要

（１）計画の期間

計画期間は、２０２３（令和５）年度から２０３２（令和１４）年度までの１０年間とし、２０２７（令和９）年度を中間目標年度とします。本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年ごとに見直しを行いますが、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢が大きく変化し、本計画の目的・趣旨を達成するために必要と認められる場合には、計画の見直しを行うこととします。

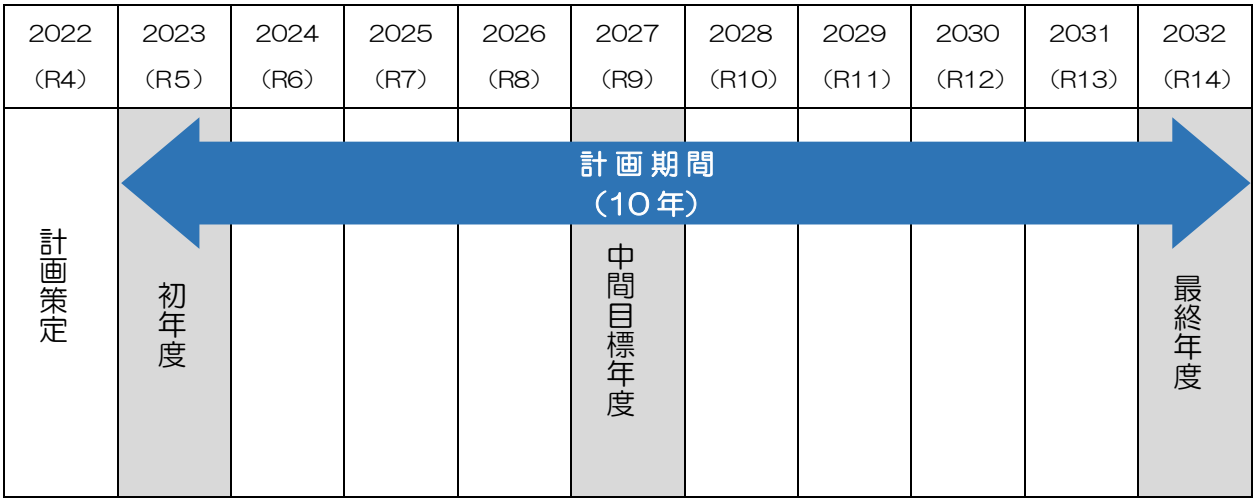

図1-2 基本計画の期間

（2）計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

▼加東市ごみ処理基本計画の対象範囲（■の部分）

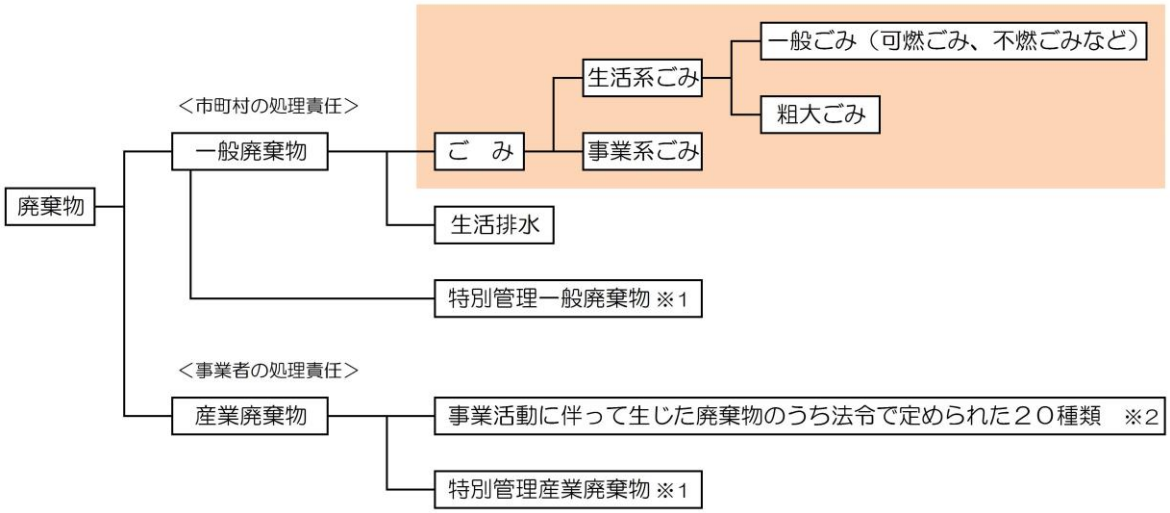

※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-3 計画の対象範囲

（3）計画の対象区域

本計画の計画処理区域は市内全域とします。

第２章　地域の概況

１　市の概要

（１）位置

本市は、兵庫県中央部のやや南よりに位置し、北は西脇市、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市と接し、総面積は１５７．５５ ㎢を有しています。

図2-1 位置図

（２）沿革

１８８９（明治２２）年の市町村制の施行により、社村（１９１２（明治４５）年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正１４年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

１９５３（昭和２８）年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（１９５５（昭和３０）年3月３１日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（１９５４（昭和２９）年3月３１日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（１９５５（昭和３０）年3月３１日）し、加東郡は３町に再編されました。

そして、２００６（平成１８）年3月２０日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市となり、新しい歴史をスタートさせています。

２　自然条件

（１）気候

本市の気候は、瀬戸内型気候の特色が見られ、四季を通じて比較的温暖な気候となっています。台風や降雪などによる自然災害は少ないですが、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴があります。

（２）地勢

本市の北部に中国山地の支脈がのび、これに連なって御嶽山、三草山、五峰山などがあります。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。

３　社会条件

（１）人口

本市の総人口は、２０００（平成１２）年にピークを迎え、その後一時減少しましたが、２０１０（平成２２）年から再度増加傾向に転じました。２０２０（令和２）年時点の総人口は、ピーク時とほぼ同規模の４０，６４５人となっています。

世帯数は、増加傾向にあり、２０２０（令和２）年時点では１７，０７０世帯で、１９８５（昭和６０）年の９，５１６世帯から約１．８倍に増加しています。一方、１世帯あたり人員数は減少傾向にあり、１９８５年（昭和６０年）の３．８３人/世帯から２０２０年（令和２年）の２．３８人/世帯まで減少しています。

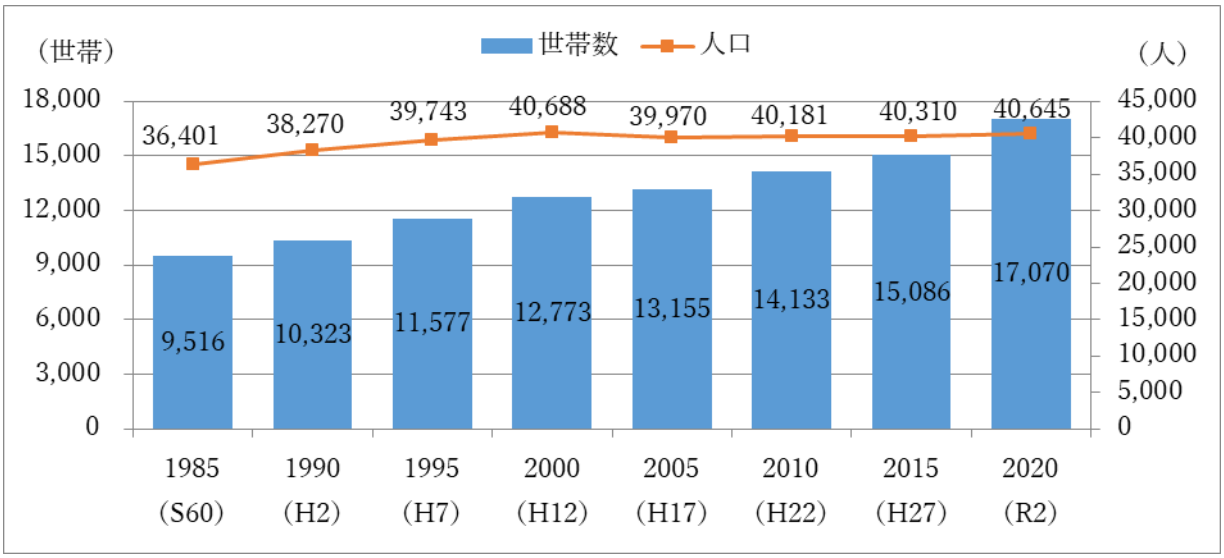

図2-2 人口および世帯数　　資料：総務省（国勢調査）

（2）産業

本市の特徴としては、第２次産業と第３次産業従事者が多いことがあります。

２０２０（令和２）年の従業者数は、総従業者数２０，９８３人となっています。

内訳についてみると、第３次産業が最も多く、１１，６００人となっており、次いで第２次産業が7，６４１人となっています。

（単位：人）【各年10月1日時点】

産　業 大分類	平成22年			平成27年			令和2年		
	総　数	男	女	総　数	男	女	総　数	男	女
総　数	19,878	11,543	8,335	19,750	10,970	8,780	20,983	11,451	9,532
第1次産業	893	650	243	913	629	284	911	635	276
農　業	889	646	243	910	627	283	904	630	274
林　業	4	4	－	3	2	1	5	4	1
漁　業	－	－	－	－	－	－	2	1	1
第2次産業	6,914	4,920	1,994	7,070	4,756	2,314	7,641	5,040	2,601
鉱業・採石業・砂利採取業	7	6	1	14	11	3	11	9	2
建築業	1,076	910	166	985	833	152	1,019	831	188
製造業	5,831	4,004	1,827	6,071	3,912	2,159	6,611	4,200	2,411
第3次産業	11,386	5,527	5,859	11,210	5,262	5,948	11,600	5,349	6,251
電気・ガス・熱供給・水道業	79	72	7	75	67	8	77	66	11
情報通信業	113	96	17	108	84	24	79	55	24
運輸業，郵便業	964	731	233	857	671	186	1,056	772	284
卸売業，小売業	2,640	1,289	1,351	2,416	1,179	1,237	2,321	1,057	1,264
金融業，保険業	229	84	145	214	78	136	208	66	142
不動産業，物品賃貸業	159	101	58	166	102	64	175	106	69
サービス業	6,430	2,603	3,827	6,632	2,565	4,067	6,834	2,642	4,192
公　務	772	551	221	742	516	226	850	585	265
分析不能	685	446	239	557	323	234	831	427	404

資料：総務省（国勢調査）

※産業分類の改定により一部組み替えて集計しています。

図2-3 産業大分類別、男女別15歳以上就業者数

４　関連計画

（1）総合計画

計画書名	第２次加東市総合計画（２０１８（平成３０）年３月策定・令和５年３月改定）
目標年次	２０１８（平成３０）年度～２０２７（令和９）年度
将来像	山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東

	～みんなが主役！絆で結ばれた 笑顔あふれる しあわせ実感都市～
施策の大綱	・未来を創造する子どもたちを育む学びのまち ・学習環境が充実した文化あふれるまち ・ひと・くらし・自然が調和した共生・協働のまち ・子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち ・地域産業が躍動する活力あふれるまち ・豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち ・安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち ・戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち ・安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち ・公平・中立なまちづくりに取り組むまち
一般廃棄物関係	主要施策１２ 将来あるべき姿 あらゆる主体が協働で３Rやごみの適正排出・処理に取り組み、持続可能な循環型のまちになっています。 市の取組 ①【ごみの減量化とリサイクルの推進】 ごみの減量化を促進するため、３Rや再生可能資源への代替、食品ロスの削減、マイバッグやマイボトルの利用などについてあらゆる機会を通じて啓発を行い、市民や事業者の意識向上を図ります。また、不用品の交換・譲渡など、市民や事業者などによるリユースの取組を支援するとともに、各地域における資源ごみの回収機会の拡充を促進します。 ②【ごみの適正処理の推進】 さまざまな媒体を活用し、市民や事業者に向けてごみの適正処理に関する情報を発信するとともに、ごみステーションにおける不適正排出物の削減に向けた取組を強化します。また、新たなクリーンセンターの建設に向け、小野加東加西環境施設事務組合の構成市において、収集運搬体制の効率化などに関して協議します。 市民・地域・事業者等に期待すること ・市民は、ごみの分別を徹底するとともに、不要品をすぐに廃棄せず、再利用を心掛けます。また、必要な分だけ食材を購入し、フードドライブを活用するなど食品ロスの削減に努めます。 ・地域は、資源ごみの回収を行うとともに、ごみステーションへの不適正排出を防ぎます。 ・事業者は、３Ｒを意識した持続可能な事業活動を行います。

主要施策１４

将来あるべき姿

美しい自然・生活環境が維持され、快適な生活が実現しています。また、市民が消費生活に関する正しい知識を身に付け、賢い消費者になって、安全で安心にくらしています。

市の取組

①【良好な生活環境の維持】

良好な生活環境を維持するため、地区（自治会）や県、加東警察署などと連携して不法投棄の未然防止に取り組みます。また、クリーンキャンペーンなど、市民・地域の自主的な環境美化活動を促進します。

市民・地域・事業者等に期待すること

・地域は、市と連携して不法投棄などの早期対応を行うとともに、不法投棄を許さない地域づくりを進めます。また、クリーンキャンペーンを積極的に実施します。

指標とその目標

指標名	指標の考え方	実績値 2016 (H28)	実績値 2021 (R3)	目標値 2027 (R9)
１人１日当たりのごみ排出量	生活系、事業系ごみを合わせた１人１日当たりのごみ排出量	７２４g/人日	７１２g/人日 (R2)	７２２g/人日 (R8)
１人１日当たりの資源化量	資源として排出された１人１日当たりの資源化物の量	１０１g/人日	８２g/人日 (R2)	１００g/人日 (R8)

（２）環境基本計画

計画書名	第２次加東市環境基本計画（２０２１（令和３）年３月策定）
目標年次	２０２１（令和３）年度～２０３０（令和１２）年度
環境の将来像	豊かな環境を未来へつなぐまち　加東 ～パートナーシップで学び育む持続可能な自然共生社会～
基本方針	１．資源循環型のまちづくり ３R（ごみの減量、再使用、再資源化）、ごみの適正処理の推進などに取り組み、持続可能な資源循環型のまちづくりを推進します。 ２．未来のために地球を想うまちづくり

	市民一人ひとりが地球環境を身近に感じ、地球環境に配慮して、省エネルギー対策などに取り組みます。また、気候変動によって起きる災害、被害への適応策を推進します。 ３．人と自然が共存するまちづくり 里山や水辺環境などの自然環境や生態系の保全、文化遺産の継承を行い、人と自然が共存するまちづくりを推進します。 ４．安全安心で快適なまちづくり まちの美化や緑化の推進により、美しい生活環境を保全します。また、県などと連携し、公害の未然防止に取り組み、安全安心で快適なまちづくりを推進します。 ５．みんなで育て、みんなでなろう「環境びと」 市民の環境意識の醸成に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、環境保全のための仕組みづくりを推進します。

第３章　ごみ処理の現況と課題

１　ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革は、表3-1に示すとおりです。ここでは、過去３４年間（１９８９（平成元）年度～２０２２（令和４）年度）を整理します。

年　度	内　　容		
	社地域	東条地域	滝野地域
1989 (H１)	小野クリーンセンター操業開始		
		粗大ごみ収集開始	大型ごみ定期収集を廃止
1990 (H２)			「ごみ説明会」を開催
1991 (H３)		セトモノ類収集開始	簡易焼却炉、生ごみ堆肥器、マナー３点セットの斡旋補助事業を実施 資源ごみ集団回収促進補助モデル事業を開始
1993 (H５)			北播磨清掃事務組合「みどり園」設立
1996 (H８)	生ごみ処理機購入補助開始		新ごみ処理施設稼働
1997 (H９)			北播磨リサイクルプラザオープン
1998 (H10)	ペットボトル収集開始	生ごみ処理機購入補助開始 廃プラスチック収集開始 ペットボトル収集開始	
1999 (H11)		牛乳パック拠点回収開始	ペットボトル収集開始
2000 (H12)	容器包装（缶・びん・プラスチック・ペットボトル）収集開始	指定袋（４５ℓ）４０円/枚	
2004 (H16)	ステッカー廃止		
2005 (H17)	加東市誕生：２００６（平成１８）年3月２０日		
2006 (H18)	指定袋（４５ℓ）３０円/枚		
2007 (H19)	「ポイ捨て等の防止に関する条例」制定、２００８（平成２０）年４月より施行		ごみ減量２０％大作戦開始

	ごみ減量説明会の開催	有料指定袋制度導入 容器包装プラスチック分別収集開始
2008 (H20)	「加東市環境基本条例」制定	
	容器包装プラスチック分別収集開始 「ごみステーションパトロール」に名称変更	みどり園はやすクリーンセンター　オープン
2010 (H22)	加東市環境基本計画及び行動方針策定（2011（H23）～2020（H32）） 生ごみ処理機購入補助終了 廃食用油の拠点回収開始	
2013 (H25)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行 粗大ごみ収集に使用済小型家電回収を実施	
2014 (H26)	加東市小型家電リサイクル回収実証事業 粗大ごみ回収・小型家電イベント回収実施 小型家電回収ボックスの設置（社、滝野、東条公民館）	
2015 (H27)	「ごみステーションパトロール」から「ごみ減量・リサイクル懇談会」へ名称変更 薮残土処分場えん堤築造工事	
2017 (H29)	加東市リサイクルヤード稼動	
2018 (H30)		北播磨清掃事務組合「みどり園」脱退
2019 (R1)		小野クリーンセンターへ搬入開始
2020 (R2)	第２次加東市環境基本計画策定	
2021 (R3)	フードドライブ開始	
2022 (R4)	可燃ごみの祝日収集開始 第10期分別収集計画策定	

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

２　ごみ処理体制

（1）分別区分

ごみの分別区分は、表3-2に示すとおりです。大きくは、燃えるごみ（以下、「可燃ごみ」と示す。）、容器包装プラスチックなど（以下、「資源ごみ」と示す。）、不燃ごみおよび粗大ごみです。

また、拠点回収を行っている品目についても整理します。

処理地域 分別区分	市内全域 （小野クリーンセンター）
可燃ごみ	燃えるごみ
資源ごみ	容器包装プラスチック
	硬質プラスチック
	びん（無色・茶色・その他色）
	ペットボトル
	缶・小型金属類
	乾電池
	蛍光灯・電球
不燃ごみ	不燃ごみ
粗大ごみ	粗大ごみ（持ち込み）
拠点回収	資源ごみ（小型家電製品等、大型プラスチック、金属ごみ）
	廃食用油
	回収ボックス（小型家電製品等）

表 3-2 ごみの分別区分

（2）ごみ処理フロー

市内で排出されるごみの処理フローは、図3-1に示すとおりです。

- 可燃ごみは、小野クリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理を行っています。
- 資源ごみは、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っています。
- 不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場で埋立を行っています。（直接搬入は、社・滝野地域は上中埋立処分地、東条地域は薮残土処理場で埋立を行っています。）
- 粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っています。

（市内全域）

ごみ処理フロー　市内全域

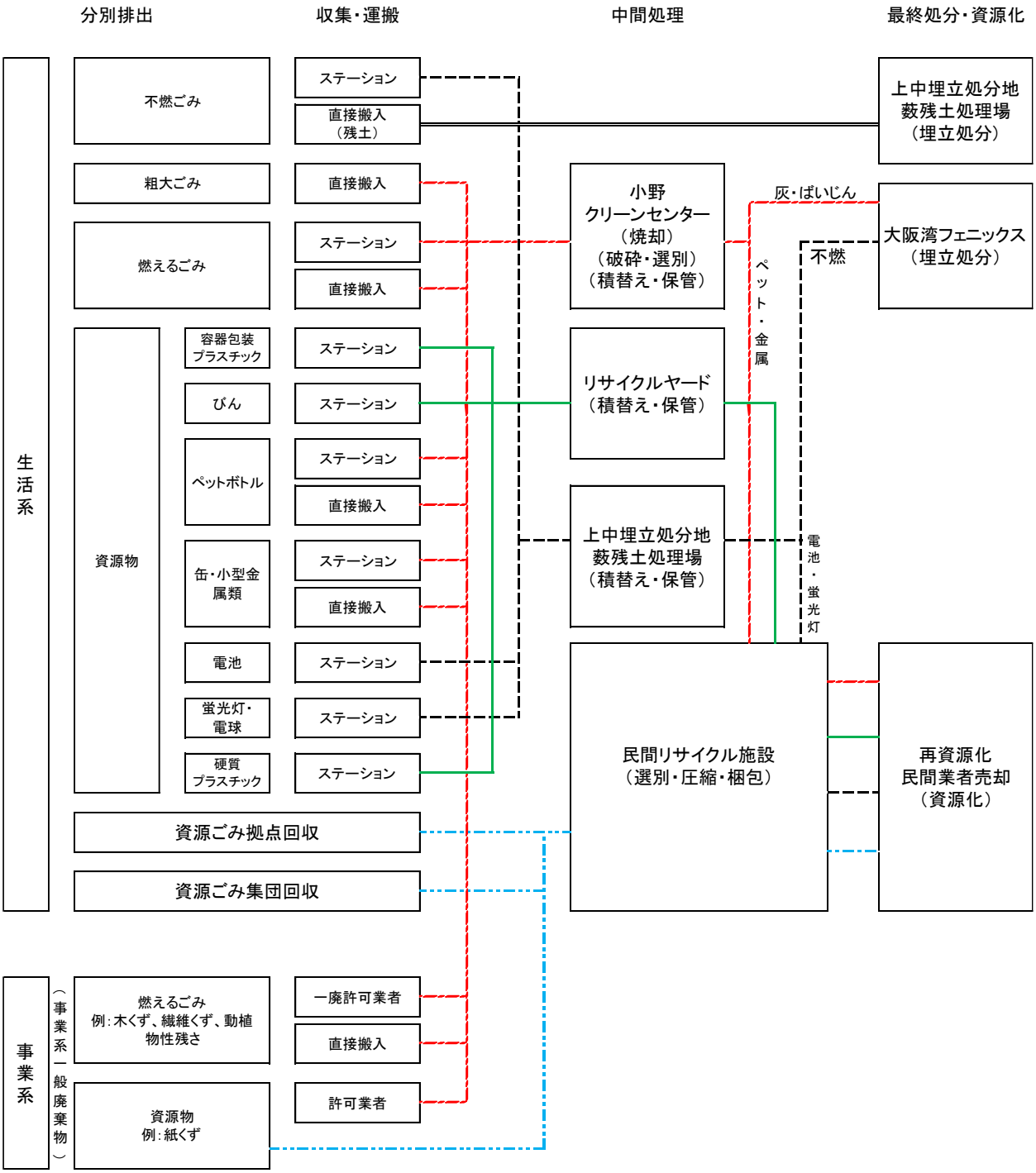

図 3-1　市内全域のごみ処理フロー

３　ごみ処理の実績

本計画では、環境省が公表した「一般廃棄物処理事業実態調査結果」の最新の実績値（公表値）である２０２０（令和２）年度から過去の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握・整理します。

（１）ごみの排出量

１人１日あたりのごみ排出量（原単位）について全国値と比較すると、全国値より下回っており、全国値と同様にほぼ横ばいになっています。

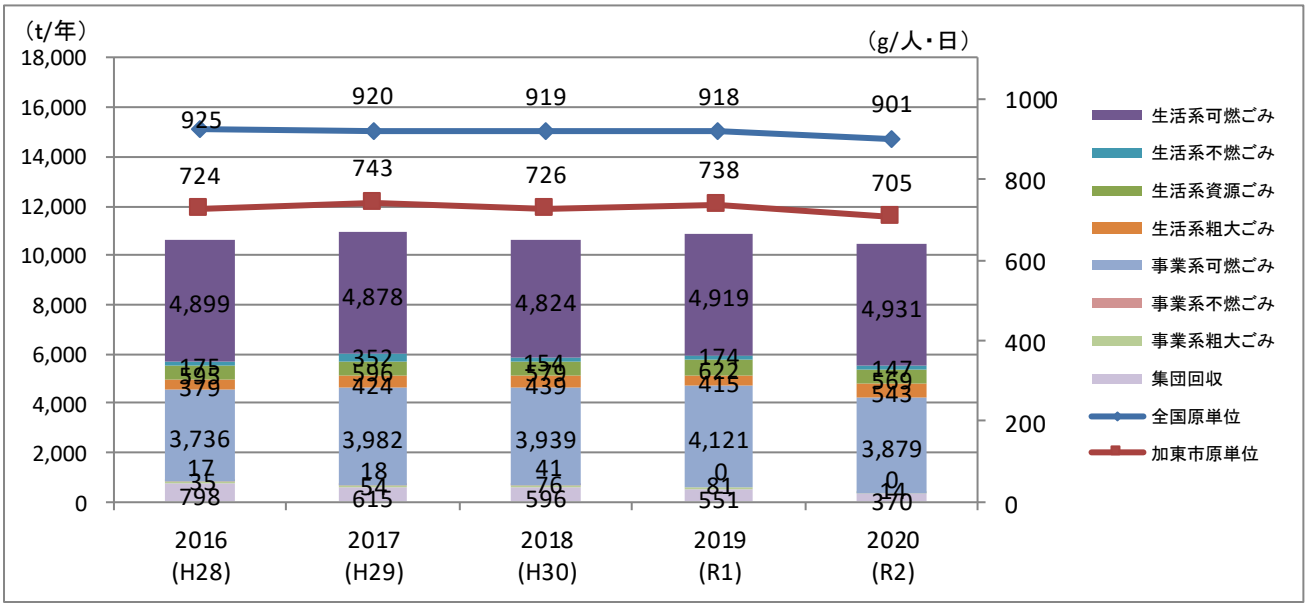

図3-2-1　ごみの排出量の推移（集団回収量を含む）

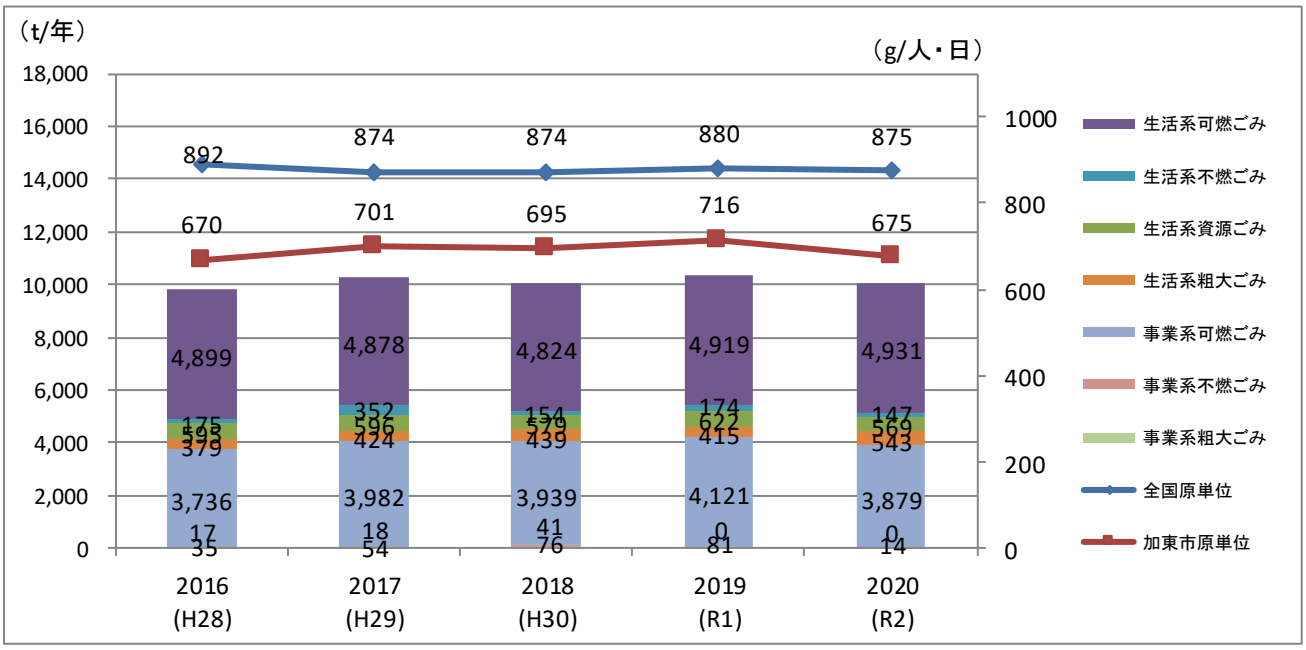

図3-2-2　ごみの排出量の推移（集団回収量を除く）

（2）ごみの組成分析

燃えるごみの組成分析は、小野クリーンセンターにおいて年４回行っており、その結果は、図3-3-1、3-3-2に示すとおりです。乾ベース（水分を含まない状態）では、紙・布類が最も多く５か年平均で４５．４%となっています。また、水分比も４２．５%となっています。

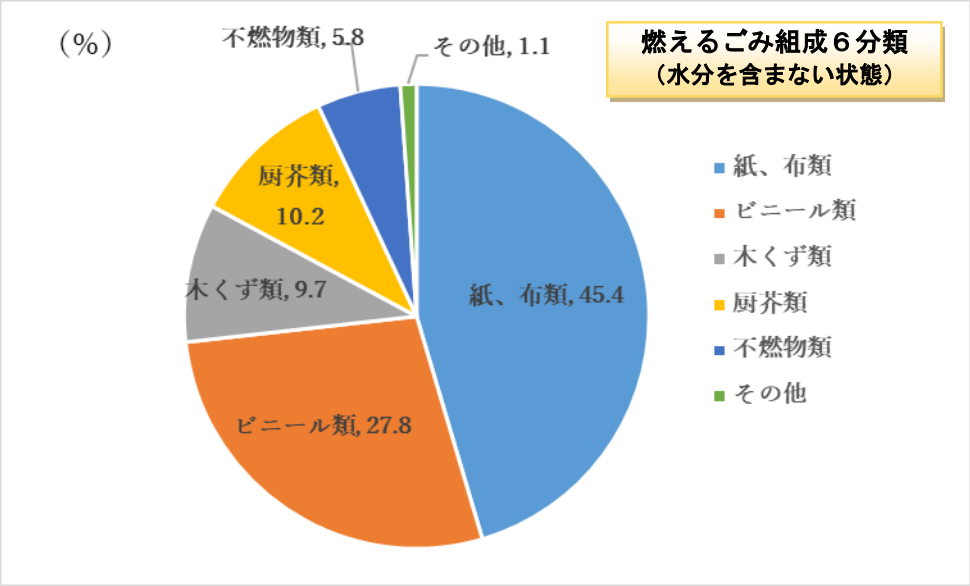

図 3-3-1 ごみ組成分析結果（5か年平均）

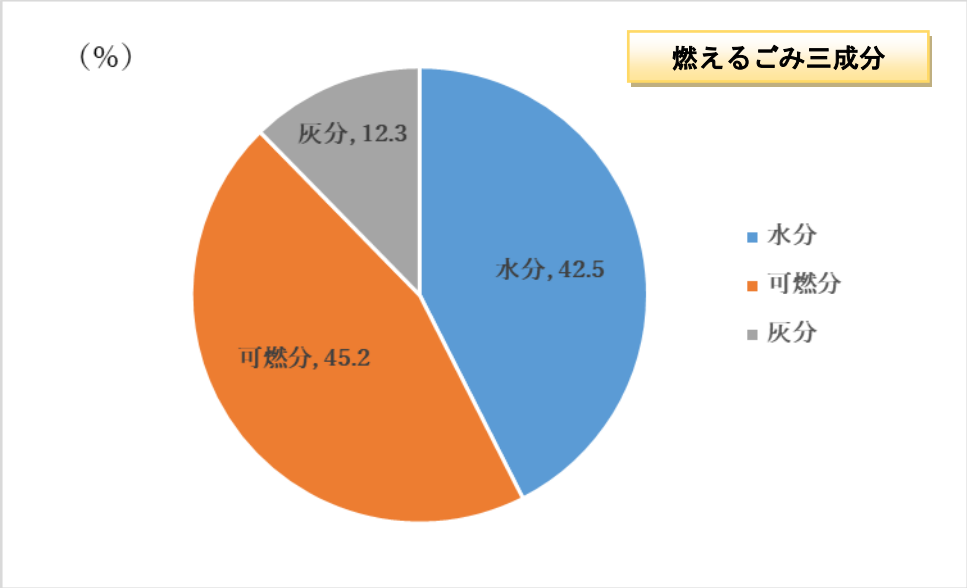

図 3-3-2 ごみ組成分析結果（5か年平均）

（3）減量化・再生利用施策

ごみの減量化・再生利用を推進するため、資源となるものを回収し、減量化・再生利用の活動に取り組んでいます。

① 資源の分別収集

社・東条地域では、容器包装プラスチックを週１回、びん、缶・小型金属類、硬質プラスチック、ペットボトル、乾電池および蛍光灯・電球を月１回収集しています。

滝野地域では、容器包装プラスチックを週１回、缶・小型金属類を月２回、びん、硬質プラスチック、ペットボトル、乾電池および蛍光灯・電球を月１回収集しています。

② 資源ごみ拠点回収

市内３か所で年２回、表3-3に示す３種類の品目について回収を行っています。

区分	回収品目	拠点箇所
粗大ごみ	小型家電製品等	３地域
	大型プラスチック	３地域
	金属ごみ	３地域
廃食用油	廃食用油	３公民館

表３－３　拠点回収の回収品目

③ 廃食用油の回収

公民館３か所で随時、また、資源ごみ拠点回収時にも回収を行っています。

④ 資源ごみ回収

資源ごみ回収の推進を図るため、小中学校のＰＴＡ等の団体の資源回収に対して補助を行っています。回収品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布などです。２０２０（令和２）年度の回収量は３６９ｔです。

以上、①～④の資源ごみ量の推移を、図3-4 に示します。資源ごみ総量は、２００８（平成２０）年度をピークに減少傾向となっています。令和２年度に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各団体が資源ごみ回収を中止したことから回収量が減少しています。

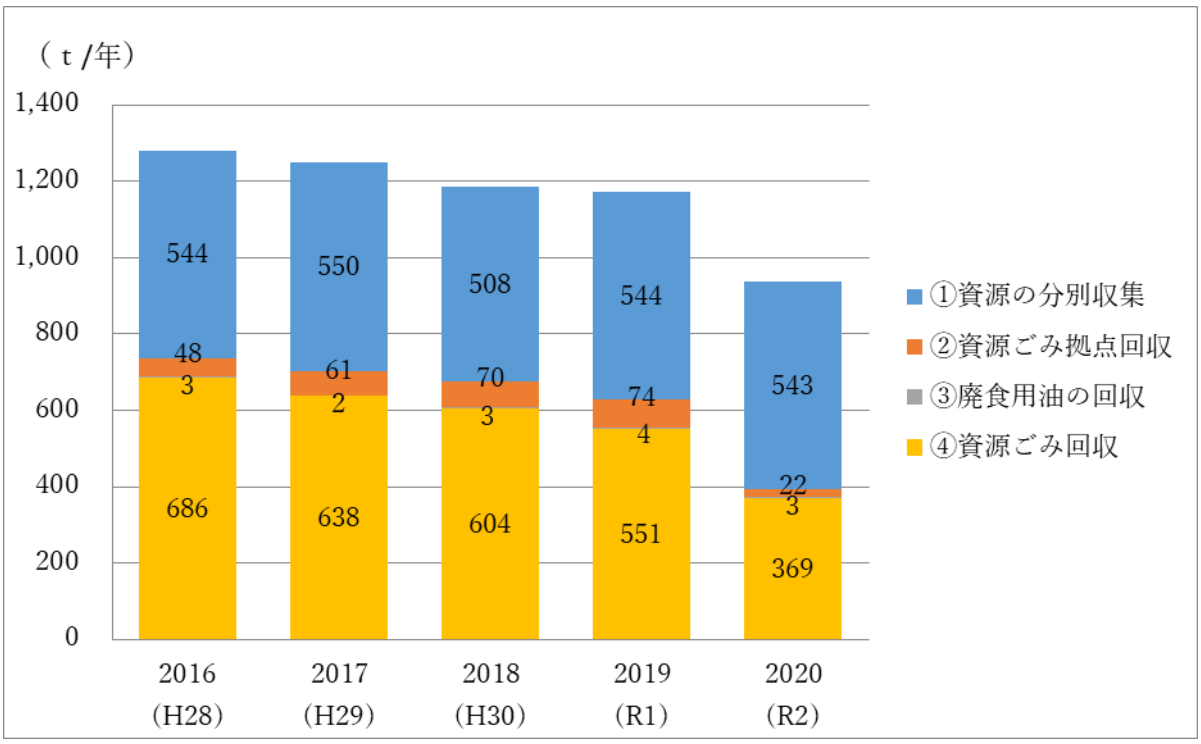

図 3-4 資源ごみ量の推移

（4）収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された生活系ごみを収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

収集方式等は、表 3-4 のとおりです。

（市内全域）

区分		収集方式	収集頻度	排出方法	収集運搬体制
燃えるごみ		ステーション方式	週２回	指定ごみ袋	直営、委託
資源ごみ	容器包装プラスチック	ステーション方式	週１回	指定ごみ袋	直営
	びん、缶・小型金属類、硬質プラスチック、ペットボトル、乾電池、蛍光灯・電球	ステーション方式	※月１回	指定の容器	直営
不燃ごみ		ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
粗大ごみ		直接搬入方式	随時	持ち込み(小野クリーンセンター)	個人

※滝野地域の缶・小型金属は月２回

表 3-4 収集方式等

（5）中間処理施設の概要

可燃ごみは、小野クリーンセンターの焼却炉で焼却処分を行っています。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破砕処理され、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理しています。また、ペットボトルは、中間処理施設にて手選別により不適合物を除去し圧縮・梱包処理をしています。

＊構成市町：小野市、加東市、加西市

施設名	小野クリーンセンター（小野加東加西環境施設事務組合） ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設			
処理対象区域	市内全域			
所在地	小野市天神町 538 番地 1			
施設名	ごみ焼却施設		粗大ごみ処理施設	リサイクル施設
処理対象	燃えるごみ		粗大ごみ	ペットボトル
処理能力	45ｔ/24h×2 基	75ｔ/24h×1 基	35ｔ/5h	４ｔ/5h
処理方式	連続燃焼式ストーカー方式焼却炉	連続燃焼式ストーカー方式焼却炉	回転式破砕機	減容、自動梱包
稼働開始	１９８９（平成元）年４月	１９９８（平成１０）年４月	１９８９（平成元）年２月	１９９８（平成１１）年２月
余熱利用	場内熱供給		―	―

表 3-5 施設の概要

小野クリーンセンター

本市の中間処理量は、表3-６に示すとおりです。

焼却施設以外の中間処理では２００７（平成１９）年度から滝野地域、２００８（平成２０）年度から社・東条地域で容器包装プラスチックの分別収集処理を開始するなど資源化処理を拡大しています。粗大ごみは、３地域で回収されたものを破砕処理し、資源化しています。

加東市（小野クリーンセンター分）　（ｔ/年）

項目	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
中間処理	9,645	9,342	9,343	9,536	9,345
ごみ焼却処理	8,667	8,865	8,828	9,040	8,788
直接焼却（焼却施設）	8,667	8,865	8,828	9,040	8,788
粗大ごみ処理施設	414	478	515	496	557
可燃物	354	409	441	370	430
不燃物	0	0	0	0	0
鉄類	60	68	74	126	127
アルミ類					
その他の資源化を行う施設	564	316	326	212	210

表 3-6 中間処理施設の処理量

資料：一般廃棄物処理事業実態調査（兵庫県）

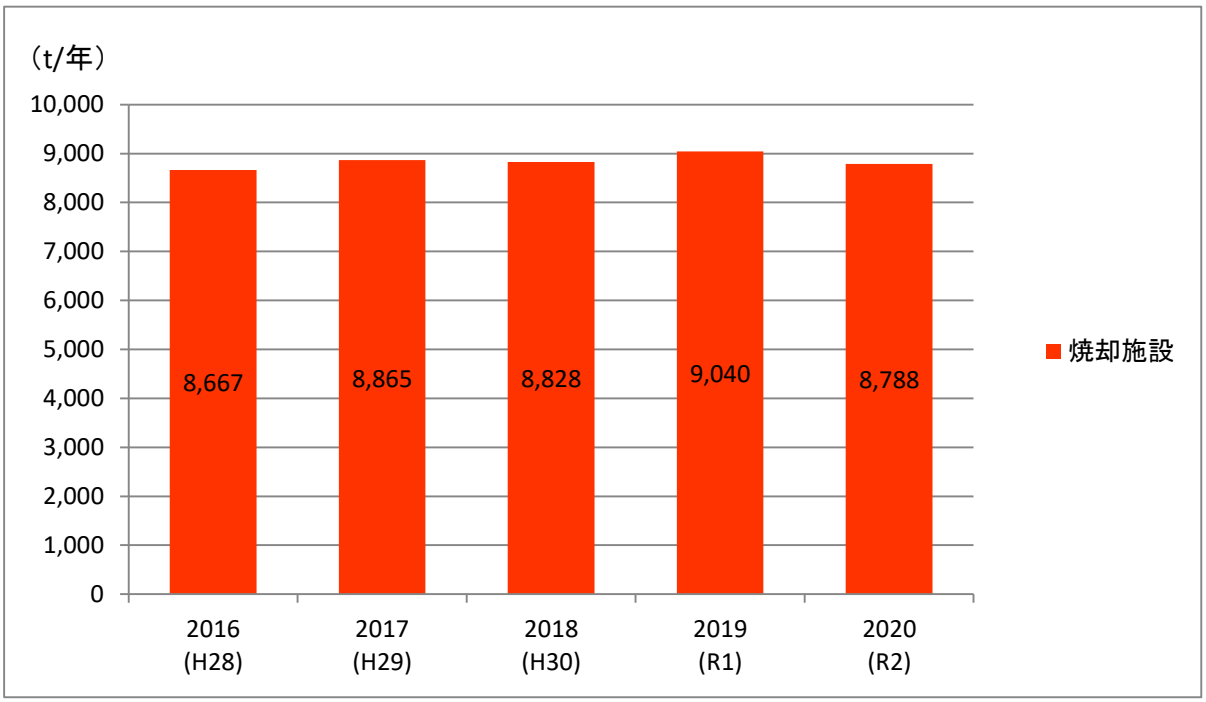

図 3-5-1 中間処理量(焼却施設)の推移

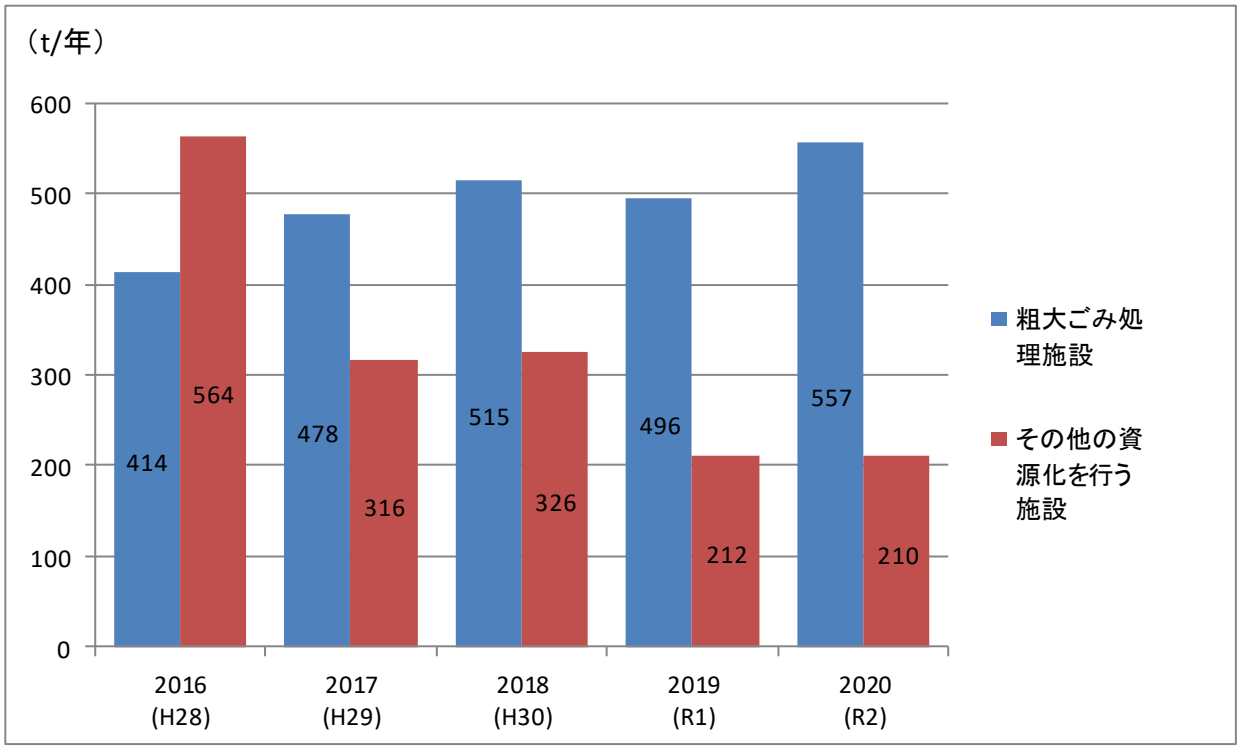

図 3-5-2 中間処理量(焼却施設以外)の推移

（6）最終処分の施設概要

加東市では、表3-7に示す最終処分場で埋立処分をしています。

小野クリーンセンターから排出される処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入し、埋立処分をしています。

不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処理をしています。また、ガレキ類は、上中埋立処分地と薮残土処理場で埋立処分をしています。

地域	市内全域	社・滝野地域	東条地域
施設名	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	上中埋立処分地	薮残土処理場
設置場所	神戸港　神戸市東灘区向洋町地先	加東市上中字小池 800 番地先外	加東市吉井字川向へ 823-45 番地先他
埋立面積	88,000 ㎡	13,303 ㎡	9,739 ㎡
埋立容量	1,500 万㎥	37,392 ㎥	60,713 ㎥
設置年月日	２００１（平成１３）年 12 月	１９８２（昭和５７）年４月	１９９１（平成３）年５月
処理対象廃棄物	一般廃棄物、管理型・安定型産業廃棄物、管理残土	一般廃棄物（家庭から排出される不燃物（瓦、礫土）、土砂、レンガ及びブロック）	一般廃棄物・産業廃棄物（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片及びガレキ）

表 3-7 最終処分場の施設概要

小野クリーンセンター分（大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場）（ｔ/年）

項目	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
最終処分場	756	1,612	748	1,060	1,039
直接最終処分量	0	0	0	0	0
処理残渣の埋立	756	1,612	748	1,060	1,039
焼却残渣の埋立（焼却施設）	756	1,612	748	1,060	1,039
処理残渣の埋立	0	0	0	0	0

表 3-8-1 最終処分量

加東市最終処分場分　（t/年）

項目	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
最終処分場	146	314	145	174	147
直接最終処分量	146	314	144	174	147
処理残渣の埋立	0	0	0	0	0
焼却残渣の埋立（焼却施設）	0	0	0	0	0
処理残渣の埋立	0	0	0	0	0

表 3-8-2 最終処分量

（7）ごみ処理に係るコスト

ごみ処理経費は表3-9 に示すとおりです。

人口１人当たり、ごみ１ｔ当たりのごみ処理費用は、図3-6 に示すとおりです。

人口１人当たりのごみ処理費用およびごみ１ｔ当たりのごみ処理費用は、建設改良費等の増加により2016（平成28）年度は増加していますが、以降は減少しています。

(単位：千円)

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
建設改良費	90,701	13,992	15,702	653	919
工事・調査費	75,883	48	111	653	919
組合分担金	14,818	13,944	15,591	0	0
処理及び維持管理費	278,542	269,040	285,872	243,817	240,994
直接管理費	46,221	39,357	38,661	63,774	59,347
委託費	31,579	29,439	31,186	57,724	54,677
組合分担金	200,742	200,244	216,025	122,319	126,970
その他	10,056	4,962	9,546	5,559	4,799
計	379,299	287,994	311,120	250,029	246,712

表 3-9 ごみ処理経費

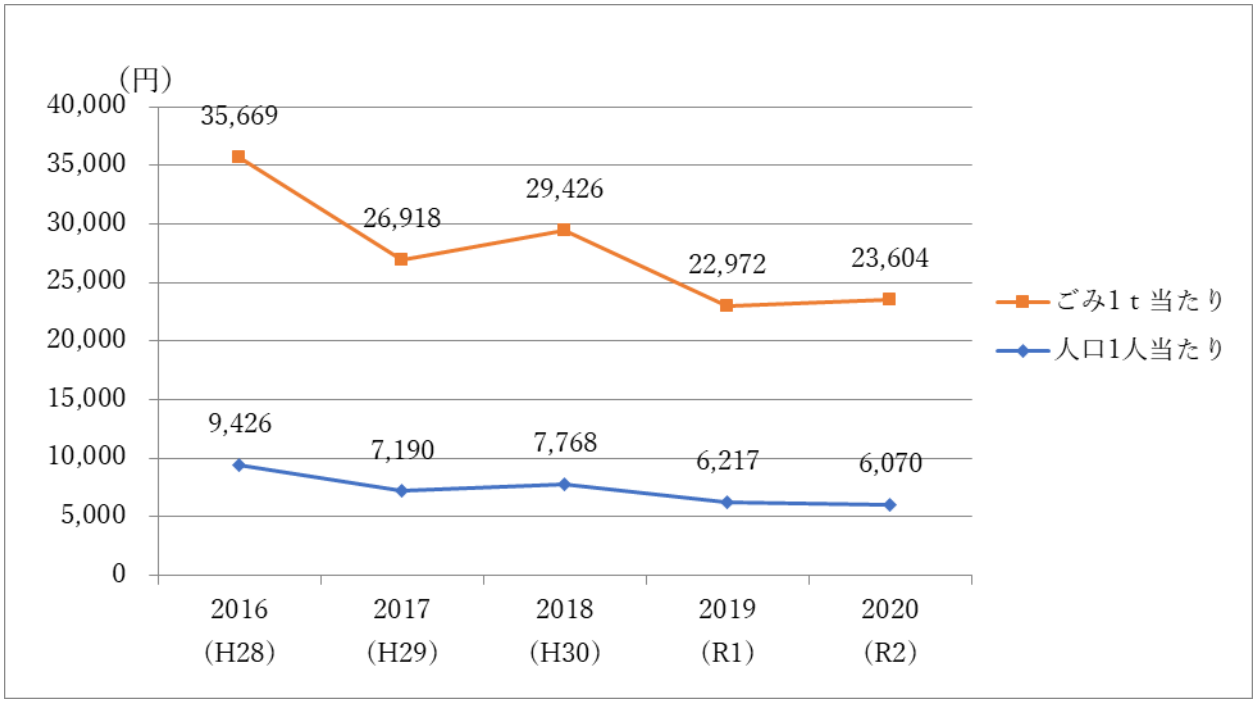

図 3-6 人口１人当たり、ごみ１ｔ当たりのごみ処理費用

４　ごみ処理の評価

（１）分別区分の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（２００７（平成１９）年6月（２０１３（平成２５）年４月改定）環境省）（以下、「システム指針」と示す。）では、適正な循環的利用・適正処分の観点から、達成が望まれる標準的な分別収集区分について、３段階の類型区分が示されています。類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱの区分となる自治体は類型Ⅲを目指し、分別拡大を図ることが望ましいとされています。

類型Ⅰ：「①-1 アルミ缶・スチール缶、①-2 ガラスびん、①-3 ペットボトル、②古紙類・布類等、⑤燃やすごみ、⑥燃やさないごみ、⑦その他専用の処理のために分別するごみ、⑧粗大ごみ」の分別が行われている自治体（表3-10参照）

類型Ⅱ：上記類型Ⅰの分別に加え「①-4 プラスチック製容器包装、①-5 紙製容器包装、④小型家電」の分別が行われている自治体

類型Ⅲ：上記類型Ⅱの分別に加え「③生ごみ、廃食用油等」の分別が行われている自治体

本市の分別収集の類型区分は、『類型Ⅱ』と『類型Ⅲ』の中間の分別区分となっています。

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	加東市	備考
① 資源回収する容器包装	1.アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	分別収集
	2.ガラスびん	○	○	○	○	分別収集
	3.ペットボトル	○	○	○	○	分別収集
	4.プラスチック製容器包装		○	○	○	分別収集
	5.紙製容器包装		○	○		
② 古紙類・布類等		○	○	○	○	集団回収
③ 生ごみ、廃食用油等				○	○	拠点回収（廃食用油）
④ 小型家電			○	○	○	拠点回収
⑤ 燃やすごみ		○	○	○	○	分別収集
⑥ 燃やさないごみ		○	○	○	○	分別収集
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	分別収集（乾電池・廃蛍光管）
⑧ 粗大ごみ		○	○	○	○	拠点回収（大型プラ・金属）

表 3-10 一般廃棄物の標準的な分別区分と本市の分別区分

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」
２００７（平成１９）年6月（２０１３（平成２５）年４月改定）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策

（2）システム分析による類似都市との比較評価

本市のごみ処理状況を評価するため、システム指針に示された評価項目について整理します。ごみ量等については、一般廃棄物処理事業実態調査結果（２０１９（令和元）年度）の公表値を用います。

システム評価として、全国の類似都市の状況との比較評価を行う。比較する都市は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠します。本市は『都市Ⅰ－２』（３１ 団体）に該当します。

評価項目は、①人口１人１日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合④人口１人当たり年間処理経費⑤最終処分減量に要する費用の５つとします。その結果は、表3-11 に示すとおりです。

指標		１人１日当たりごみ総排出量(g/人･日)	廃棄物からの資源回収率(t/t)	最終処分される割合(t/t)	1人当たり年間処理経費(円/人・年)	最終処分減量に要する費用(円/t)
加東市		738	0.119	0.117	6,926	26,785
都市Ⅰ－２	平均	908	0.166	0.094	13,174	41,909
	最大	1,306	0.339	0.217	24,491	102,246
	最小	715	0.077	0	6,766	25,033

表3-11 都市Ⅰ－２との比較

① 人口１人１日当たりごみ総排出量は、都市Ⅰ－２の平均値９０８ｇ/人・日に対して、加東市は７３８ｇ/人・日であり、１７０ｇ/人・日も排出量が少なくなっています。

② 廃棄物からの資源回収率は、都市Ⅰ－２ の平均値０．１６６t/tに対して、加東市は０．１１９t/tであり、都市Ⅰ－２ の平均値を０．０４７t/t下回っています。

③ 廃棄物のうち最終処分される割合は、都市Ⅰ－２ の平均値０．０９４t/tに対して、加東市は０．１１７t/tであり、都市Ⅰ－２の平均値を０．０２３t/t上回っています。

④ 人口１人当たりの年間処理経費は、都市Ⅰ－２ の平均値１３，１７４円に対して、加東市は６，９２６円であり、６，２４８円も下回っています。

⑤ 最終処分減量に要する費用は、都市Ⅰ－２ の平均値４１，９０９円/tに対して、加東市は２６，７８５円/tであり、１５，１２４円/tも下回っています。

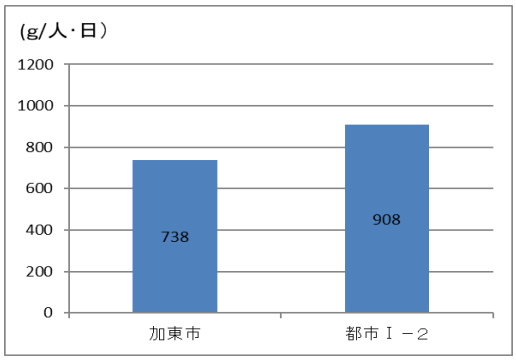

図 3-7-1 人口１人１日当たりごみ総排出量

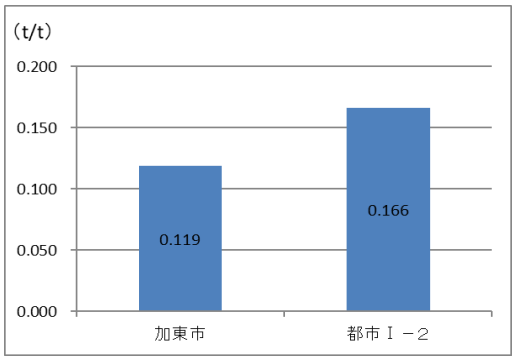

図３-７-２ 廃棄物からの資源回収率

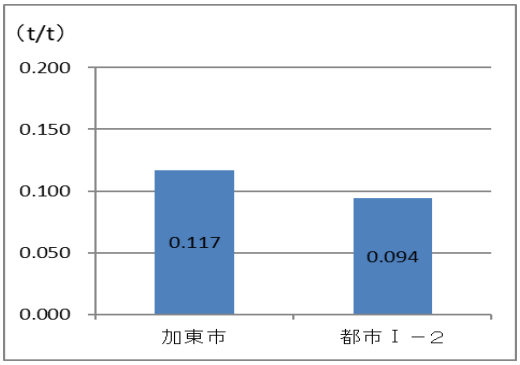

図 3-7-3 廃棄物のうち最終処分される割合

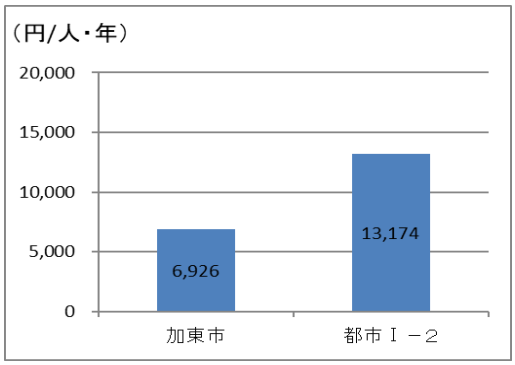

図３-７-４ 人口一人当たり年間処理経費

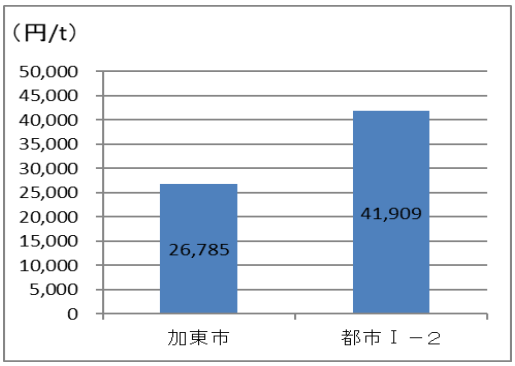

図３-７-５ 最終処分減量に要する費用

５　関係法令等

国の廃棄物に関する法体系は、図 3-8 に示すとおりです。

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」

図 3-8 循環型社会を形成するための法体系

（1）国の廃棄物に関する計画

循環型社会形成推進基本計画

策定機関	国
策定時期	２０１８（平成３０）年6月
計画期間	２０１８（平成３０）年度～２０２５（平成３７）年度
概　　要	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものです。（2018 年（平成 30）６月 19 日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定） １．持続可能な社会づくりとの統合的取組 ２．多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 ３．ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ４．適正処理の推進と環境再生 ５．万全な災害廃棄物処理体制の構築 ６．適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 ７．循環分野における基盤整備

目 標 値	○ 2025年度全体像に関する指標、目標 資源生産性：約49万円/トン（2000年度の約2倍） 入口側の循環利用率：約１８％（2000年度の約1.8倍） 出口側の循環利用率：約４７％（2000年度の約1.3%） 最終処分量：約13百万トン（2000年度から約77%減） 《一般廃棄物》約3百万トン（2000年度から約70%減） 《産業廃棄物》約10百万トン（2000年度から約77%減） １．持続可能な社会づくり統合的取組 循環型社会ビジネスの市場規模2025年度目標：2000年度の約2倍 家庭系食品ロス量2030年度目標：2000年度（433万t）の半減 ２．多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 1人1日当たりのごみ排出量2025年度目標：約850g/人/日 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量2025年度目標：約440 g/人/日 事業系ごみ排出量2025年度目標：約1,100万トン ３．ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 国民１人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量:SDGs 指標との比較検証 2025年度目標出口側の循環利用率：約47% ４．適正処理の更なる推進と環境再生 最終処分場の残余年数目標：[一廃]2022年度に20年分を維持 [産廃] 2020年度に10年分程度 ５．万全な災害廃棄物処理体制の構築 市町村災害廃棄物処分計画策定率2025年度目標：60% ６．適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数 循環産業海外展開事業化促進事業数 ７．循環分野における基盤整備 電子マニフェストの普及率2022年度目標：70% 具体的な３R行動の実施率2025年度目標：2012年度の世論調査から約20%上昇

（２）県の廃棄物に関する計画

① 兵庫県廃棄物処理計画

策定機関	兵庫県
策定時期	２００２（平成１４）年3月（２００７（平成１９）4月、２０１３（平成２５）3月、２０１８（平成３０）年8月改定）
計画期間	２０１８（平成３０）年度～２０２５（平成３７）年度
概　　要	(1) 計画改定の趣旨 現在、平成25年３月に策定した兵庫県廃棄物処理計画に基づき、県民、事業者、団体、行政の参画と協働のもと、持続可能な循環型社会の

	実現に向けて、各種取組を推進しています。 　平成27年８月に廃棄物処理法が改正され、災害廃棄物対策を同計画に盛り込むこととされました。あわせて、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」も見直されたことから、現計画を改定し、平成37年度を目標年度とする計画を策定しています。 ⑵ 改定のポイント 　取組項目の明確化　→　重点取組の設定 　頻発する自然災害への対応　→　災害廃棄物処理計画の策定 ⑶ 施策の基本方針 　①　循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的な取組の推進 　②　適正処理の確保
目 標 値	一般廃棄物の減量化目標の設定 ○ 重点目標 　１人１日当たりの家庭系ごみ排出量※ 　　２０２０（平成３２）年度目標　４８３g/人日 　　２０２５（平成３７）年度目標　４６３g/人日 　最終処分量 　　２０２０（平成３２）年度目標　１９８千ｔ〈△２８％〉 　　２０２５（平成３７）年度目標　１８５千ｔ〈△３２％〉 ○ 目標 　排出量 　　２０２０（平成３２）年度目標　１，７８９千ｔ〈△１２％〉 　　２０２５（平成３７）年度目標　１，７０６千ｔ〈△１６％〉 　１人１日当たりの事業系ごみ排出量※ 　　２０２０（平成３２）年度目標　２６６g/人日〈△１３％〉 　　２０２５（平成３７）年度目標　２４１g/人日〈△２１％〉 　再生利用率 　　２０２０（平成３２）年度目標　２０％ 　　２０２５（平成３７）年度目標　２２％ 　ごみ発電能力 　　２０２０（平成３２）年度目標　１１３．０７４ｋｗ〈＋１０％〉 　　２０２５（平成３７）年度目標　１１８．１２４ｋｗ〈＋１５％〉 　※　資源ごみを除く。 （注）〈　〉括弧内は基準年度（平成２４年度）比

６　前回計画の評価

前回計画の目標値と直近の実績値である２０２０（令和2）年度の結果とを比較します。

①ごみ減量

２０２０（令和2）年度の実績では、1人１日当たりのごみ排出量は720g/人・日となっており、前回計画の２０２０（令和2）年度目標値716g/人・日と比べて4gの増となり、概ね目標値を達成しています。

区分	2010(H22) （基準値）	2017(H29) （中間実績値）	2020(R2) （目標値）	2020(R2) （実績値）
１人１日当たりのごみ排出量	798g/人・日	753g/人・日	716g/人・日	712g/人・日

表3-１２　１人１日当たりのごみ排出量

②資源化

２０２０（令和2）年度の実績では、新型コロナの影響で資源ごみ集団回収運動が縮小傾向にあった等の理由により、1人１日当たりの総資源化量は82g/人・日となっており、前回計画の２０２０（令和2）年度目標値129g/人・日と比べて△47gとなり、目標数値を下回っています。

区分	2010(H22) （基準値）	2017(H29) （中間実績値）	2020(R2) （目標値）	2020(R2) （実績値）
１人１日当たりの総資源化量	150g/人・日	98g/人・日	129g/人・日	82g/人・日
リサイクル率	15.0%	13.3%	17.3%	11.4%

※1　総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

※2　リサイクル率（資源化量合計＋集団回収量）/（ごみ処理量＋集団回収量）

表3-13　１人１日当たりの総資源化量及びリサイクル率

７　課題の整理

前回計画からの課題として、①排出、②中間処理、③最終処分の３項目に分けて整理すると、以下に示すとおりとなります。

	課題	検討項目
①	排出	
	・１人１日当たりの総資源化量及びリサイクル率が目標値を大幅に下回っています。	・リサイクル率向上のために、容器包装リサイクルの徹底及び古紙の再生利用の促進、資源ごみ集団回収への取組支援等施策の強化・拡充を行います。

	・１人１日あたりの生活ごみの排出量は10年連続県下最小を達成していますが、一方１人１日あたりの事業系ごみ排出量は、ここ数年横ばいの状況が続いており、削減が進んでおりません。	・事業所などに対し、資源ごみの分別排出（民間再生資源事業者等へ資源として排出する）に関する啓発や、再生資源事業者に関する情報提供等を行います。食品ロス削減の啓発を行います。
② 中間処理		
	・小野クリーンセンターのごみ焼却施設の老朽化が進んでおり、２基が稼動後２９年を経過し、１基が２５年を経過しているため、安全面や環境面から施設の更新が必要となっています。	・循環型社会を考慮し、環境に配慮した市民から親しまれる新ごみ処理施設の建設を検討します。
③ 最終処分		
	・『システム分析』によると、「廃棄物のうち最終処分される割合」が、都市Ⅰ－２ の平均値０．０９４t/t に対して、加東市は０．１１７t/t となっています。	・発生抑制・資源化を推進し、最終処分量の削減に努めていく必要があります。

第４章　計画の目標

１　基本理念

本市のまちづくりの最上位計画である第２次加東市総合計画では、「ひと・くらし・自然が調和した共生・協働のまち」を目指すべき都市像とし、これを実現するためのまちづくりの目標の一つである「環境にやさしいくらしづくり」の実現に向け、「廃棄物の減量・リサイクルの推進と処理体制の効率化」を政策の方針の一つとしています。

また、本市の上位計画である第２次環境基本計画の将来像である「豊かな環境を未来へつなぐまち 加東」は、美しい自然や実りある農地、数多くの文化遺産など、先人が遺した加東市の豊かな「環境」を次代に受け継いでいくため、市民、事業者、市など、様々な主体が参画し、環境について共に学び、育んでいこうという想いから提示されています。

このため、本計画では、これらの方向性を踏まえ、環境負荷を減らすことにより、持続可能な循環型社会を築き上げ、次世代へと引き継げるよう、以下のとおり基本理念を設定します。

「未来へつなぐ環境にやさしいまち　加東」

２　基本目標

ごみの減量・リサイクルは、市民・事業者の皆さんの日々の生活や事業活動と密接に結びついており、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の清算、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営に関する問題として捉えていく必要があります。

基本方針：資源循環型のまちづくり

本市は市民の皆さんの分別減量の結果、市民１人１日当たりの生活系ごみの排出量が２０１１（Ｈ２３）年度から１０年連続県下で一番少ないまちとなっています。今後も保健衛生推進協議会や地域と連携しながら３Rの取組を推進し、資源循環型のまちづくりを推進します。

また、日常的な廃棄物の適正排出、適正処理を推進するとともに、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の強化を行います。

①　省資源化、ごみ減量の推進　　②　廃棄物の適正処理

基本方針Ⅱ：安全安心で快適なまちづくり

不法投棄対策の推進、クリーンキャンペーンの実施促進を図り、清潔で住みやすく、美しい生活環境を形成します。

① 美しいまちなみの形成

３　目標値

目標値を以下に示すとおり、①ごみ減量と②資源化で設定します。

①　ごみ減量

１人１日当たりのごみ排出量を、２０３２（令和１４）年度に７１０ｇ/人・日を目標とします。

区　分	2020(R2) （基準値）	2027(R9) （中間目標値）	2032(R14) （目標値）
１人１日当たりのごみ排出量	７１２ｇ/人･日	７２０ｇ/人･日	７１０ｇ/人･日

表 4-1 ごみ減量の目標値

目標を達成するために必要となるごみ排出量の削減率（２０２０（令和２）年度比）を排出抑制率として、表4-2 に示すとおり設定します。なお、１人１日あたりのごみ排出量で見た場合の排出抑制率を設定します。

〔算出式〕排出抑制R2)のごみ排出量×排出抑制率(%)

区　分	2020(R2) （基準値）	2027(R9) （中間目標値）	2032（R14） （目標値） 排出抑制率
生活系	４４７ｇ/人･日	１．５７% 〈４５４g〉	△０．４５% 〈４４９g〉
事業系	２６５ｇ/人･日	０．３８% 〈２６６g〉	△１．５１% 〈２６１g〉

表 4-2 排出抑制率

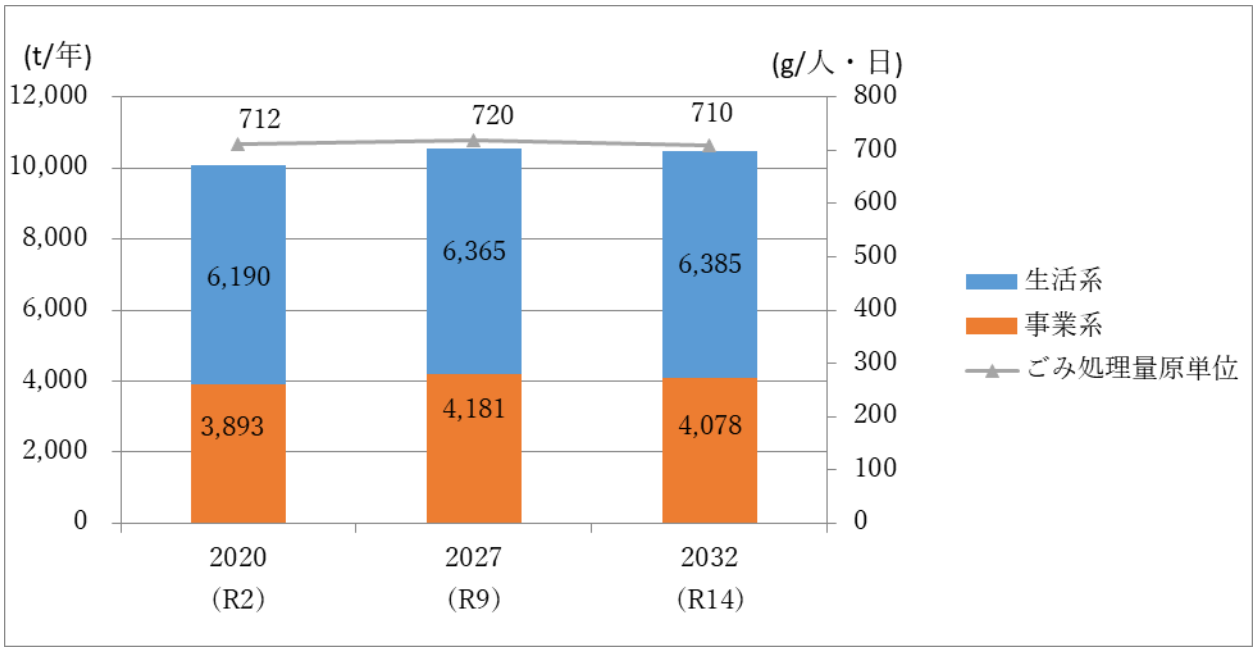

図 4-1 ごみ処理量の目標値（集団回収量を含む）

② 資源化

１人１日当たりの総資源化量を、２０３２（令和１４）年度に１０６ｇ/人・日を目標とします。これは基準値より２４ｇ/人･日の増加となります。

区　分	2020(R2) （基準値）	2027(R9) （中間目標値）	2032(R14) （目標値）
１人１日当たりの総資源化量※1	８２ｇ/人･日	１０１ｇ/人･日	１０６ｇ/人･日

※1 総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

４　ごみの発生量および処理量の見込み

（１）人口の将来予測

将来人口は、図4-2に示すとおりとします。

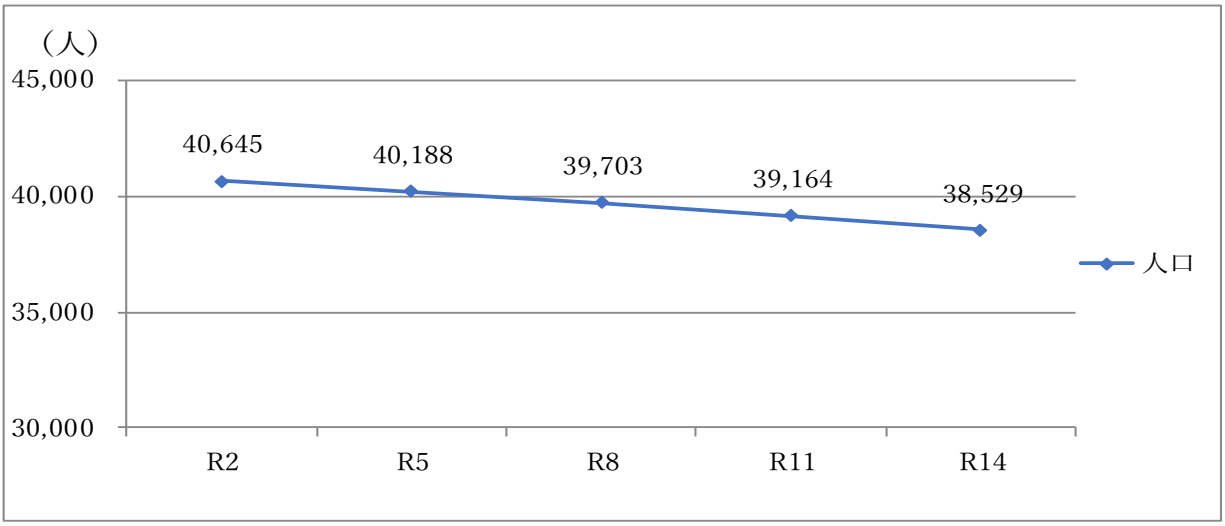

図 4-2 人口の将来推計

（２）ごみ処理量の将来推計

今後のごみ処理量の推計結果は、図4-３ に示すとおりとなります。

ごみ処理量の推計結果における２０３２（令和１４）年度のごみ総排出量は、９，１９７ｔとなり、２０２０（令和２）年度値と比較すると、８８６ｔ、８．８％の減少を見込んでいます。１人１日あたりのごみ排出量においては、６５４ｇ/人・日となり、３．１％の減少を見込んでいます。

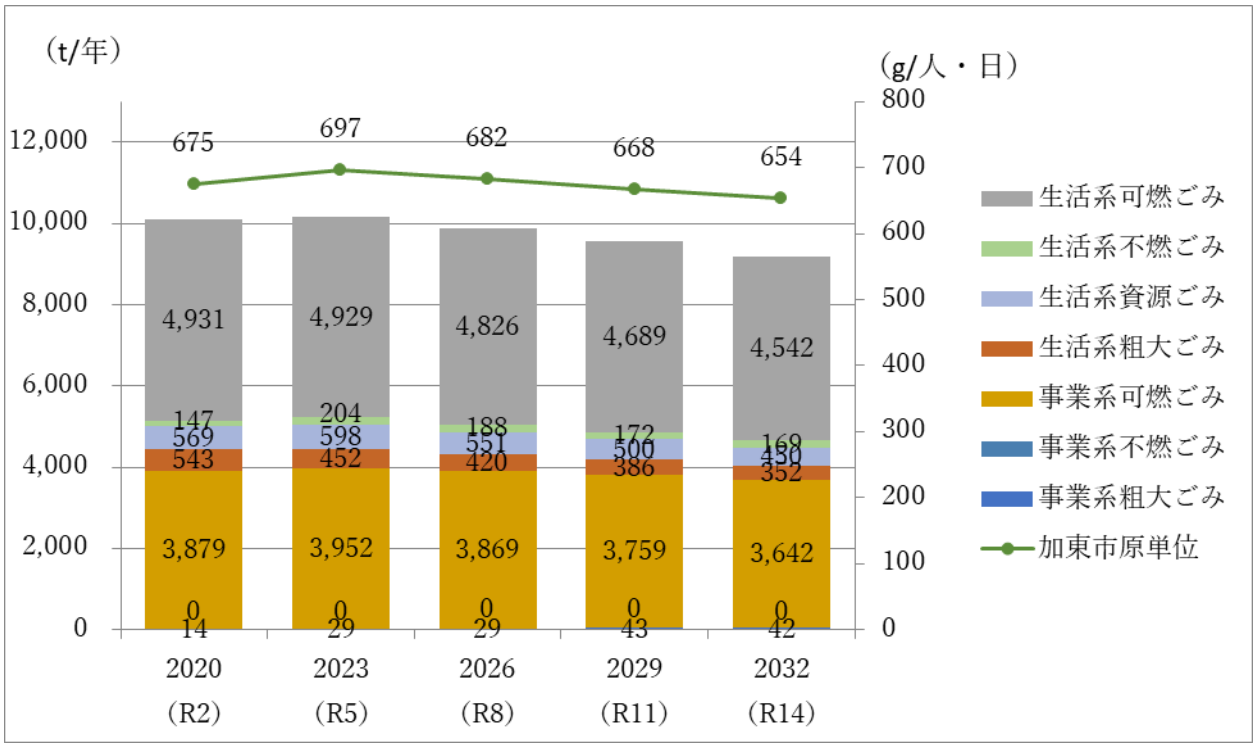

図 4-３ ごみ処理量の将来推計（集団回収量を含む）

１　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

（１）資源循環型のまちづくり

①　省資源化、ごみ減量の推進

②　廃棄物の適正処理

	主な取組
市　民	○ 地域などで行われるごみに関する学習会に積極的に参加し、ごみの適正排出について学びます。 ○リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の３Rに取り組みます。 ○使い捨てをやめ、マイバッグやマイボトルなどを積極的に利用し、廃棄物の削減に努めます。 ○フードドライブ、３０１０運動、ドギーバッグの持参などに取り組み、食品ロスの削減に努めます。 ○フリーマーケットやリサイクルショップ、不要品譲渡会などを利用し、リユース（再使用）に努めます。 ○購入の必要性を熟考し、環境負荷の小さい商品を購入する「グリーン購入」に努めます。 ○資源ごみ集団回収や資源物拠点回収などを利用し、廃棄物の再資源化に協力します。 ○災害時においては災害廃棄物の適正分別に努めます。
事業者	○ 事業所、小売店でのフードドライブ実施、飲食店での３０１０運動、ドギーバッグなど、食品ロス削減のための取組を実施します。 ○事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を適切に行います。 ○事業系一般廃棄物の適正分別、減量に努めます。 ○有害廃棄物（アスベスト廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物）の適正処理を徹底します。
市	○保健衛生推進協議会などと連携し、各地区でごみについての学習会を開催するなど、市民のごみ減量や資源再利用に対する意識向上を図ります。 ○マイバッグやマイボトルの利用など、生活ごみを減らすライフスタイルの導入について啓発します。 ○市役所などの公共施設におけるペーパーレス化による紙資源の使用削減やクリアファイルなどのプラスチック製品の使用量、廃棄量の削減に努めます。 ○市主催の会議やイベントにおける配布物、各地区、各家庭への配布物の削減、電子媒体の使用などの情報発信方法の見直しを行い、廃棄物の少ない市政を目指します。

	○奨励金交付による資源ごみ集団回収の実施促進を行うとともに、地区等への資源ごみ回収ボックスの設置促進を行い、市民の自主的な資源物回収、再利用の取組の後押しをします。 ○各地域に廃食油や小型家電の回収窓口を設け、リサイクルを促進します。 ○通常の資源ごみ回収に加え、各地域において資源物拠点回収を実施し、資源物の回収機会を拡充します。 ○転入時のごみカレンダーの配布やホームページ、ケーブルテレビなどの様々な媒体を利用し、ごみの適正排出に関する情報がすべての市民に行きわたるよう配慮します。 ○ごみ分別に関する資料の簡素化や多言語対応など、だれにでもわかりやすい資料作りに努めます。 ○ごみステーション管理などのごみに関する諸問題について、保健衛生推進協議会や地区と協働で解決します。 ○ごみステーションへの不適正排出物には改善シールを貼るなどして、適正排出への理解を促進します。 ○ごみの分別に関する出前講座を実施し、様々な世代に向けてごみ適正処理の意識向上を図ります。 ○産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別についての理解促進や事業系一般廃棄物の減量についての普及促進を行います。

（2）安全安心で快適なまちづくり

①美しいまちなみの形成

	主な取組
市　民	○違法な野外焼却は行いません。 ○空家、空地等を所有する場合は、適正な維持管理を行います。 ○ポイ捨てをせず、ごみの適正排出を行います。 ○ペットのふんは持ち帰って処理します。 ○クリーンキャンペーンに積極的に参加します。 ○ごみ拾いなどの美化活動を行い、地域の環境美化に努めます。
事業者	○地域の環境美化活動や緑化活動に積極的に参加します。
市	○不法投棄多発箇所への注意看板などの設置を保健衛生推進協議会と連携して行います。 ○不法投棄多発箇所の定期的なパトロールを行います。 ○地域や保健衛生推進協議会、警察などと連携して不法投棄物の処理、投棄者への指導を行います。 ○不法投棄防止のため、土地や家屋の適正管理や、地域の草刈りなどの指導啓発を行います。 ○保健衛生推進協議会での不法投棄マップの配布を行い、不法投棄多発箇所の

	把握を推進し、早期発見に繋げます。 ○ペットのふん害防止のための飼い主への指導啓発を行います。 ○クリーンキャンペーン実施による市民の自主的な地域美化を推奨し、クリーンキャンペーンで回収された廃棄物の処理を行います。

２　分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分

ごみの分別区分は、全地域において表５－１に示すとおりとし、今後、ごみ質の変化等に伴い、必要に応じて、分別区分を変更します。

（全地域）

分別区分	ごみの内容
燃えるごみ	生ごみ、革・布製品、木くず、複合したプラスチック類、その他化学製品、紙くず、衣類、その他
容器包装プラスチック	「プラ」マークが付いているプラスチック製の容器・包装 プラマークがない場合は①物を入れるもの、または、包むもの②中身が商品③商品を消費したら不要になるもの、３点すべてに該当するもの
硬質プラスチック	上記以外のプラスチック製品
びん	無色・茶色・その他色で、飲んだり食べたりするものが入っていたびん
ペットボトル	「ペット１」マークが付いているペットボトル
缶・小型金属類	アルミ・スチール缶、なべ、包丁などの小さな金属
乾電池	ボタン型・充電式電池以外の乾電池
蛍光灯・電球	蛍光灯、電球
不燃ごみ	陶器、鏡、ガラス

表 5-1　ごみの分別区分

３　ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

（１）収集・運搬計画

①　収集・運搬体制

収集・運搬の管理体制は、生活系ごみは市が主体となり行い、事業系ごみは事業者の責任において行います。基本は直営とし、必要に応じて民間委託を行います。

②　収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される生活系ごみについて定められた分別区分と排出方法に則り排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

（全地域）

分別区分	収集方式	収　集 頻　度	排出方法	収集運搬 体　　制
燃えるごみ	ステーション方式	週２回	指定のごみ袋	直営、委託
容器包装プラスチック	ステーション方式	週１回	指定のごみ袋	直営
硬質プラスチック	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
びん（無色、茶色、その他）	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
ペットボトル	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
缶・小型金属類	ステーション方式	月１回/２回	指定の容器	直営
乾電池	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
蛍光灯・電球	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営
不燃ごみ	ステーション方式	月１回	指定の容器	直営

表 5-2　収集方式等

③　収集・運搬

将来の収集・運搬量は図 5-1 に示すとおりです。

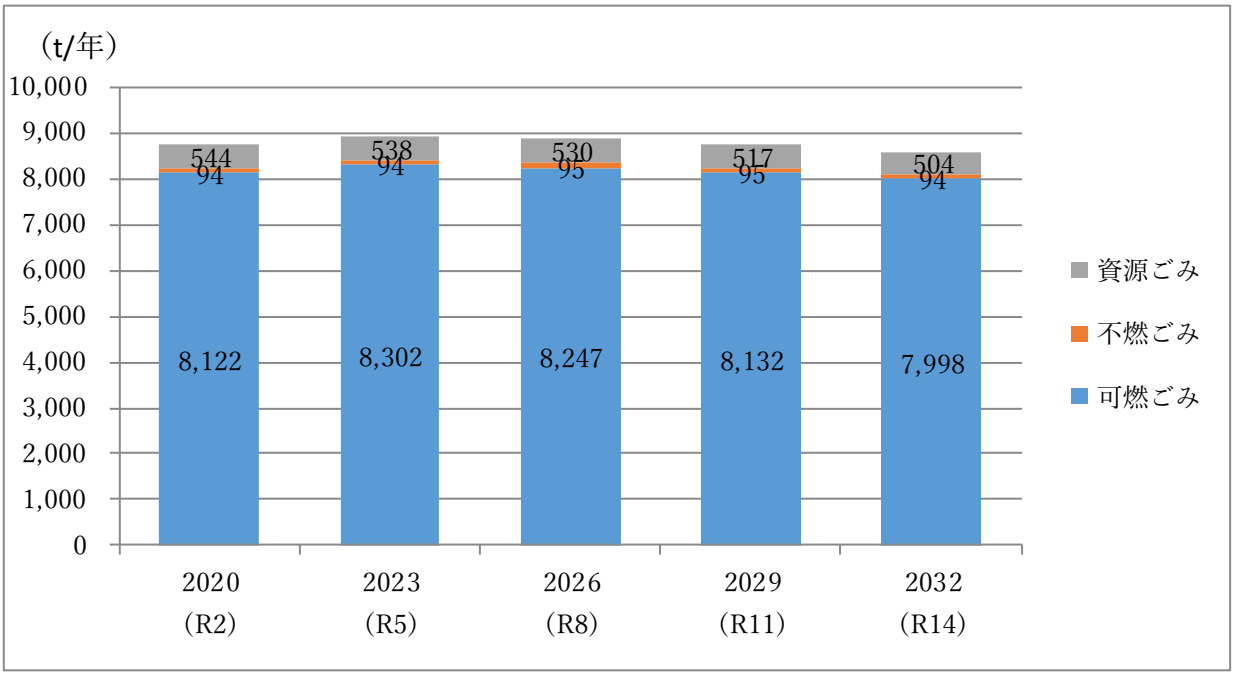

図 5-1　収集・運搬量の将来推計

（２）中間処理計画

中間処理は、分別収集で分別された資源ごみや、粗大ごみ中の金属等を、それぞれ資源化を図りながら減量・減容処理を実施します。

①　運営・管理体制

中間処理の運転管理は、小野加東加西環境施設事務組合および民間処理施設で行います。

② 中間処理対象ごみおよび処理方法

施設の処理対象物は、処理フローの図5-2に示すとおりとします。

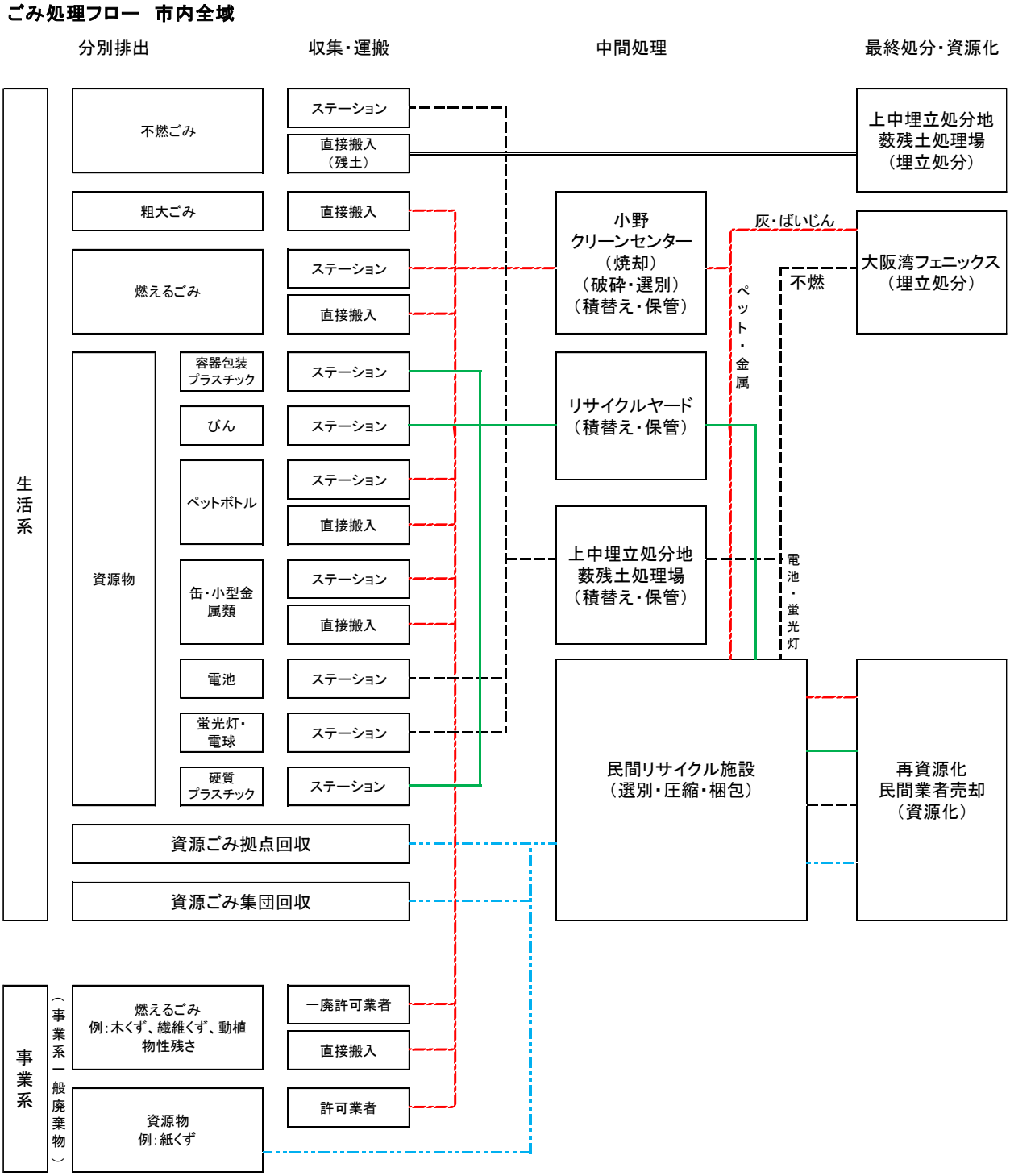

図 5-2 全地域のごみ処理フロー

③　中間処理量

将来の中間処理量は図 5-3 に示すとおりです。

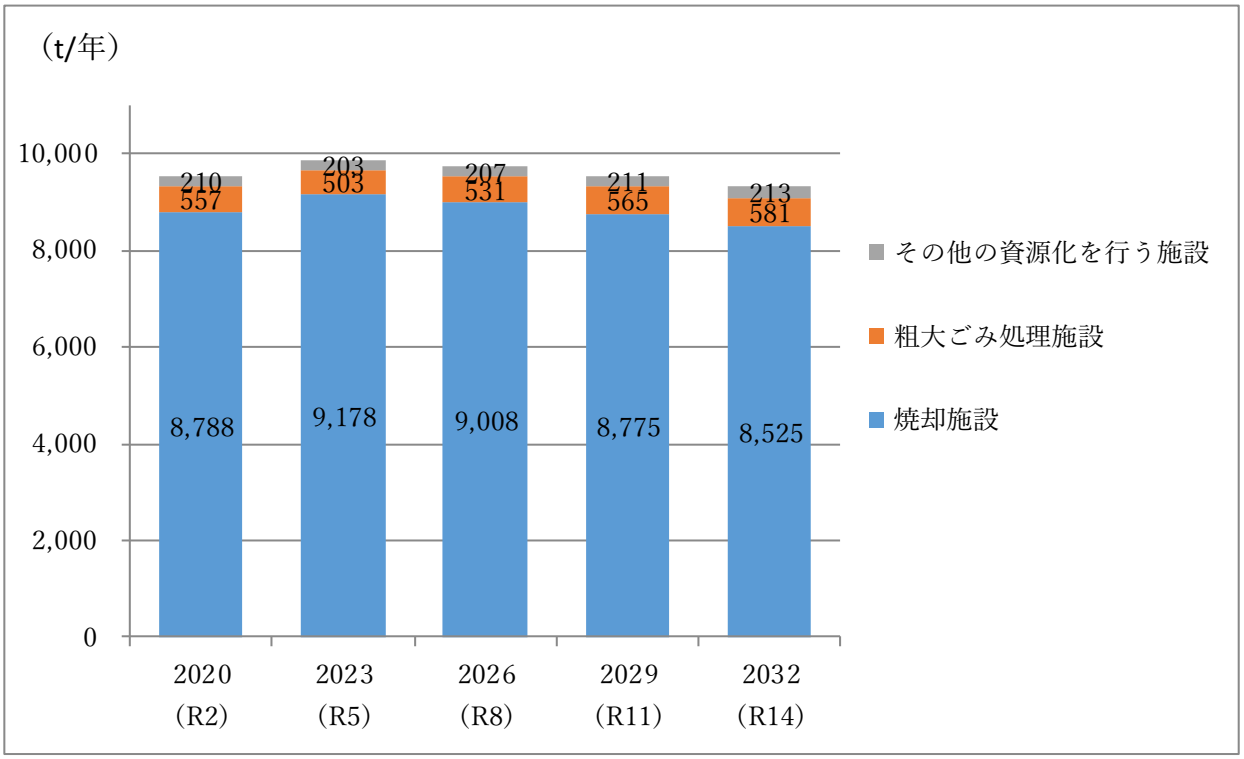

図5-3 中間処理量の将来推計

（3）最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ、自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

①　運営・管理体制

運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行います。小野加東加西環境施設事務組合から発生する灰・ばいじん等の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにより行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立状況をみつつ、必要に応じて体制の見直しも検討します。

②　最終処分対象ごみおよび処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減量（容）化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、不燃ごみの直接埋立物、ごみ焼却施設(小野クリーンセンター)からの焼却灰、粗大ごみ処理施設からの不燃物です。

③　埋立処分量

将来の埋立処分量は図5-4に示すとおりです。埋立処分量は、２０３２（令和１４）年度には１，２９１ｔとなります。

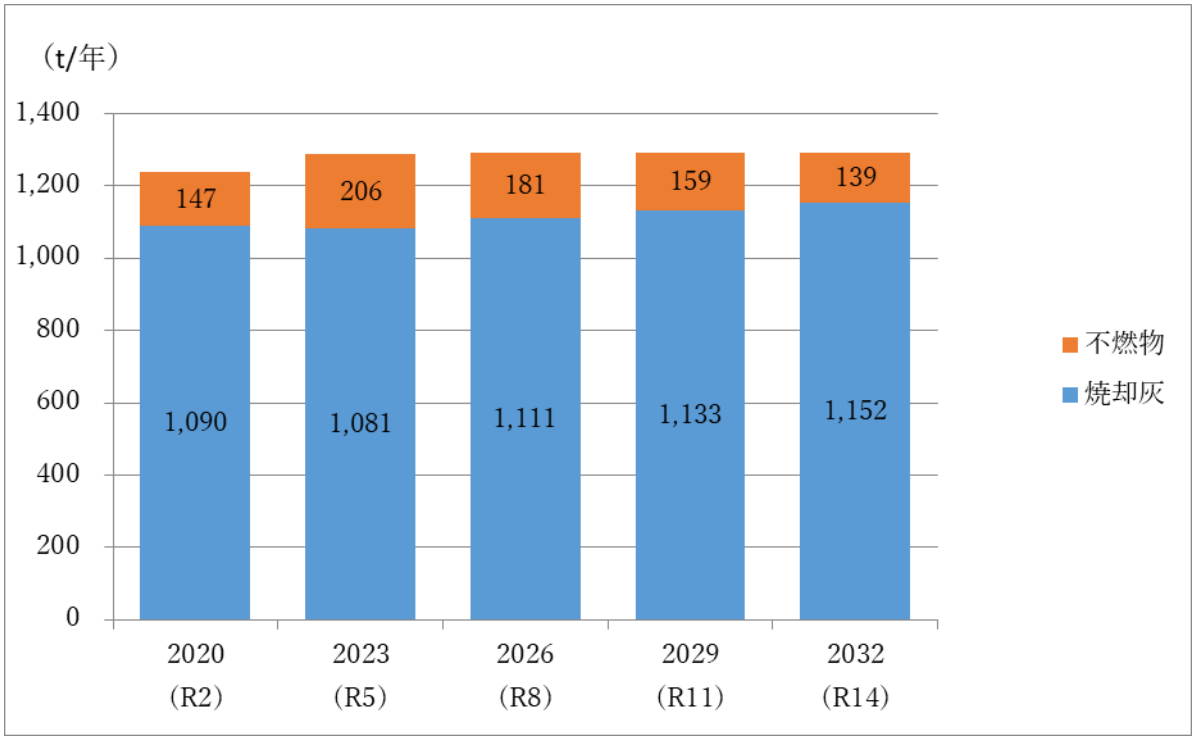

図5-4 埋立処分量の将来推計

４　ごみの処理施設の整備に関する事項

中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が主体となって行っており、最終処分は、市および大阪湾広域臨海環境整備センターが行っています。以下に本計画期間中における整備計画を示します。

①　中間処理施設

小野加東加西環境施設事務組合では、ごみ焼却施設とリサイクル施設（粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）を有しています。稼動状況は、施設の供用開始時期についてみると、ごみ焼却施設は稼動開始が１９８９（平成元）年４月で稼動後３４年が経過し、リサイクル施設は１９９９（平成11）年２月稼動開始で稼動後２４年が経過しています。したがって、老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、有効な維持管理計画を定めるとともに、将来的に安定したごみ処理を継続していくために、次期施設の整備検討を行っていく必要があります。

次期施設の基本コンセプトは以下のとおりです。

１）安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設

安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安全かつ安定した処理ができる施設とします。

２）環境に配慮した施設

最新の公害防止技術を導入し、周辺環境への負荷を低減するとともに、ごみの処理で発生したエネルギーを効率的に回収して有効利用できる施設とします。

３）地域に貢献し、親しまれる施設

施設見学や環境学習等を通じ、市民が気軽に来場できる施設とします。

② 最終処分場

不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。ガレキ類は「上中埋立処分地」および「薮残土処理場」において埋立処分を行っていますが、施設の長期利用を確保するため、ごみの減量化・減容化に努めていく必要があります。

小野加東加西環境施設事務組合から排出される焼却残渣の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの動向を見据え、延命化に向けて、減量化・資源化に努めます。

５ その他ごみの処理に関し必要な事項

（１）保健衛生推進委員の役割

一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策への協力を行う保健衛生推進委員は、ごみの減量化と地域環境美化の推進に関するリーダー役として位置づけられます。

今後、廃棄物の分別区分の見直しなどの資源化・減量化施策を展開する際に、保健衛生推進委員の果たす役割は重要であると考えます。

（２）不適正処理および不法投棄対策

近年ごみステーションへの不適正排出が問題となっています。内容は分別がされていないごみや指定ごみ袋を使用せずに排出されるごみなどです。不適正排出に対しては、地区と連携を図り、対応していきます。さらに、広報紙等を通じてごみ出しルールの順守やモラル向上のための啓発を行っていきます。

また、本市においては、道路沿いや山間地体などに家電や家具、タイヤ等の大型ごみを不法投棄されるケースがあります。

不法投棄に対しては、加東警察署と連携を図り、行為者の特定に努めます。

安全・清潔で快適な環境を築き、違法行為を許さない状況をつくっていくために「早期発見・早期撤去・悪質者の厳重対処」の方針により対応します。

① 監視体制の充実

市内パトロールを行い、監視や早期発見・早期撤去に努め、不法投棄の未然防止を図ります。

② 土地所有者への協力要請、責務

空き地などの土地所有者や管理者は、不法投棄されないように、所有地・管理地には、柵の設置等により投棄者の侵入を防止することが必要です。また、不法投棄によるごみは、土地所有者や管理者の責任において適切に処理、処分する責務があります。

③ 効率的な対応

国・県等関係部局との連携を図りながら効率的に対応します。また、悪質者に対しては警察と連携し、厳正に対応します。

④ 啓発の推進

広報などにより、ごみの適正な処理についての協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

⑤ 広域的な対応

不法投棄は、山間や河川部など、市域を超え発生し、周辺自治体と連携し対応することが必要となっています。また、市単独の対応だけでなく、県、警察および市民の組織的な協力も不可欠であり、情報の共有と情報交換を進めます。

（３）災害廃棄物対策

地球温暖化が起因とされる気候変動により、全国的に大雨の頻度増加や台風の強大化等による災害が増加するとともに、その被害も大規模化しています。ここでいう災害は、本市において被害が大きく計画的な廃棄物の処理が必要となる地震及び水害とします。

国の災害廃棄物対策指針に基づき策定した「加東市災害廃棄物処理計画」に基づき、今後想定される地震・水害等の災害に対して、処理施設等の被害を軽減するための災害予防、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、円滑な災害廃棄物の処理を推進するための復旧・復興対策など、平時から対策を講じておく必要があります。

災害時において、廃棄物の収集および処分が困難となるおそれがある場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書（２００５（平成１７）年９月１日）」に基づき、自治体に処理の協力を要請します。

小野加東加西環境施設事務組合の稼動不能となる大きな被害が発生した場合は、近隣の自治体でも同様の被害が発生していると考えられるため、廃棄物処理施設の被害状況のとりまとめを行う県との連絡体制を整え、加東市の状況報告と県下の被災状況についての情報収集を行い、広域的な処理体制により対応します。

（４）事業者の協力

本市においては、生活ごみに対して事業系ごみの排出が多いため、事業所から排出されるごみについて、減量化・資源化の促進と適正排出の徹底を推進します。

① 発生源における排出抑制
② 事業者・販売店での容器包装の排出（発生）抑制
③ 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
④ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

（５）出前講座の実施

各小・中学校等でごみの分別やリサイクルに関する授業を行うことで、ごみの削減に対する意識が形成されます。

（６）フードドライブの実施

市では、令和3年度から食品ロスの削減のため、フードドライブを実施しています。フードドライブとは、家庭で余っている食材をごみにせず、それを必要とする社会福祉等に持ち寄り、困窮世帯など、食品を必要とされている方に分配する取組です。

今後も社会福祉協議会や店舗と協力して、フードドライブを実施していきます。

（7）ごみステーションへの排出困難者の対策

高齢化社会の進展により、高齢者だけで構成する世帯や一人暮らしがますます増えることが見込まれます。それに伴い、自力でごみを出すことが難しくなる高齢世帯の割合も増えることが予想されます。その中で、地域のみや行政のみの取組では限界があり、地域と行政が対等なパートナーとしてそれぞれの役割と責任を自覚した協働によるまちづくりが重要となってきます。

ごみ出しは、日常生活において欠かすことのできないことの一つであり、ごみの排出が困難な世帯への対策については、福祉施策及びコミュニティ施策などとの整合を図りながら、総合的な判断の下、利用しやすい排出の仕組みづくりについて検討を行います。

第６章　フォローアップ

１　計画の周知

計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を広報等で公表し、周知を図ります。

２　計画の進行管理

（１）年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

「ごみ処理基本計画」が１０年の長期計画であるのに対し、各年度の計画として「ごみ処理実施計画」を策定する必要があります。

ごみ処理実施計画では、以下のような内容について具体的な計画を作成します。

①　処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、２０２０（令和２）年度までが公表されており、各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

②　排出抑制および適正処理に関する方策

③　収集・運搬計画

④　中間処理計画

⑤　最終処分計画

（２）進行管理

本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

３　計画の見直し

年度ごとの「ごみ処理実施計画」および「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、毎年計画の点検を行います。点検の過程で問題が生じた場合には、状況に応じて見直します。

計画の見直しは、以下のような内容について行います。

①　処理計画量の見込み
②　排出抑制および適正処理に関する方策
③　収集・運搬計画
④　中間処理計画
⑤　最終処分計画